

建設業経理士 1 級

基本講義＜財務諸表＞

全 141 ページ



弥生カレッジ CMC では月 1 回（以上）、ニコニコ生放送を利用した独学者応援生放送（無料質問会）「そこまで質問されて委員会」を開催しています。学習や職業訓練に関する質問をコメントしてください。



弥生カレッジCMC

無断転用・転載を禁じます

建設業経理士試験 1 級（財務諸表）

まずはウォーミングアップ

①公共工事は一般競争入札（指名競争入札は業者名がわかるので談合に入りやすい）
質の向上がテーマ→総合評価方式（価格と技術の両面から落札者を決める方法）

②経営事項審査

公共工事受注の資格試験のようなもの

「経営状況」「経営規模・技術的能力など」を数値化

経営規模

（完成工事高）・・・25%

（自己資本、営業利益＋減価償却費）・・・15%

経営状況

（負債抵抗力）（収益性）（健全性）など・・・20%

技術力 25%、その他 15%

※建設業経理士の在籍点数は「その他 15%」に入ります

公認会計士・税理士・建設業経理士 1 級在籍者→自主監査による 2 点

在籍点（公認会計士・税理士・建設業経理士 1 級）人数×1＋建設業経理士 2 級人数×0.4

年間平均工事高 10 億円未満の場合 1 級 1 人と 2 級 1 人で最大点の 10 点になります

あわせて 12 点（計算式にあてはめると 1,919 点中 114 点の加算要因となります）

③経理が正しく行われることが大前提になります

そのためには、仕訳はもとより会計基準の理解が必要になります。もちろん同業他社比較も含めた分析の視点、利益管理のもとになる原価計算の知識も必要になります。

第1回：第1章－建設業の会計制度、第2章－会計原則と会計法規

本日のテーマ

- ①トライアングル体制ってご存知ですか？
- ②会計公準って何？
- ③企業会計原則と会計基準って何が違うの？
- ④本当の名前は恵子ちゃん・・・
- ⑤難しい言葉って覚えなないといけないの？

第 1 部 建設業会計の基礎

第 1 章 建設業の会計制度

1-1 企業会計制度の概要

(1) 三つの会計制度（制度≒法制度）

	上場企業	非上場企業
金融商品取引法	○	×
会社法	○	○
法人税法	○	○

①金融商品取引法（情報提供機能）

一般投資家の投資決定に有用な財務情報を提供し、もって一般投資家の利益の保護を図る
日商簿記 1 級や全経簿記上級そして建設業経理士 1 級で学習する範囲である

②会社法（分配規制を通じて株主と債権者の利害を調整する）

株式会社全般を対象に、(1)利害関係者に対して企業の経理内容の公正な報告を保証し(2)配当可能な剰余金の公正な算定によって債権者と株主との間の利害の調整を図る
会社法を一般法とすると、金融商品取引法は特別法である。

③法人税法（別表による調整）

税法全般にいえることであるが、目的は公平な課税の実現である。会計とは明らかに目的は違うが、日本の法人税法は**確定決算主義**を採用しており株主総会で承認された決算書の利益から法人所得を計算する仕組みをとっている。

1-2 企業会計制度の前提条件

会計公準

(1) 企業実体の公準

出資者から離れて、企業という独立した存在（単位）が会計処理を行う
経営者個人の家計は関係ないよ・・・当たり前

(2) 継続企業の公準（期間計算の公準）

継続する以上は、どこかで切らないと利益計算できない。配当できない。

継続企業の公準→期間を区切るべき→支出は費用配分→減価償却
(公準) (会計原則) (会計手続)

(3) 貨幣的評価の公準

日本の場合は日本円で会計行う

1-3 建設業会計の領域

建設業法にもとづく開示制度→毎事業年度 4 か月以内に国土交通大臣または当道府県知事に提出提出する

会社法にもとづく開示制度→毎営業年度終了後一定の時期に株主総会に提出する

金融商品取引法にもとづく開示制度→事業年度終了後 3 か月以内に内閣総理大臣に提出

第2章 会計原則と会計基準

2.1 一般に認められた会計原則

(1) 会計原則と会計基準

企業会計原則→昭和24年設定・最後の改正は昭和57年

一般原則・損益計算書原則・貸借対照表原則・
注解→重要性の原則・繰延資産・引当金
収益費用アプローチ観

会計基準（係るは旧基準、関するはASBJ＝企業会計基準委員会）

(2) 会計基準の設定方法

★企業会計原則→帰納的（自然科学的）アプローチ

（実務慣習を集めてきて、一般的に公正妥当と認められるものを要約するイメージ）

A A A A B B C

Aを採用（Bは公正じゃないでしょう）

<実務ありき>

※新しい事象には対応できない

★会計基準→演繹的（社会科学的）アプローチ（IFRSコンバージェンス）

ルール（概念フレームワーク）

B・CではなくA

<概念ありき>

2.2 企業会計原則の一般原則

資本→純資産

(1) 真実性の原則（大前提）

相対的真実（減価償却は定率法でも定額法でもOK→利益かわるよね）

経理自由の原則（企業活動は多様なので、いくつかの会計処理が認められる→相対的に
ならざるを得ない）

記録された事実と会計上の慣習と個人的判断の総合的表現

他の会計原則を守るから、真実性が担保される

(2) 正規の簿記の原則（作成面からの要請）

正確な会計帳簿の作成

元帳をイメージ

（網羅性：すべて転記）

（検証可能性：チェックできる）

（秩序性：科目純・日付順）

(3) 資本取引・損益取引区別の原則（粉飾・脱税ダメヨ）

取引を区別（株主との直接取引かどうか）

※資本取引→期首株主資本を増減させる株主との直接取引

剰余金を区別→払込資本（維持拘束性）と利益剰余金（処分可能性）

元手は配当してはいけないが、もうけは配当しても良い

（会社法で崩れている）

財政状態と経営成績（適正な期間損益計算）を適正に表示させるための規定と考えよう。

(4) 明瞭性の原則（表示面からの要請）

概念フレームワークを考えると当たり前

財務諸表は投資家（利害関係者）の意思決定に役立つように

表示に関する明瞭性（注記）と内容に関する明瞭性がある

※内容に関する明瞭性の例

<補足情報の追加：重要な会計方針や後発事象の注記>

○会計方針→会計処理の原則（費用配分）と手続き（減価償却）

ゆうたコックリがいひきひ

○後発事象→貸借対照表日後に発生した重要な事象

ゾウさん（増資）の父さん（倒産）が結婚（合併）して家裁（火災）で争う（係争）

(5)継続性の原則（粉飾ダメヨ・期間比較したいよ）

利益操作の排除による期間比較性の確保・真実性を担保する

経理自由の原則（定額・定率）があるが、そうであるならば継続しよう

正当な理由（合併・会計法規の変更）はOK

○→○（継続性の原則）での論点

×→○（当たり前の事）なので継続性の論点ではない

(6)保守主義の原則（粉飾＝利益多めはダメヨ）

費用は早め多め、収益は遅め少なめ（確実性の要請）

過度な保守主義はダメよ

①部分純資産直入法（基準に明示）

②回収基準

③定率法

(7)単一性の原則（二重帳簿ダメヨ）

形式多元・実質一言

（株主総会・信用目的・租税目的）（帳簿はひとつ）

★「重要性の原則」は重要！（あまりガチガチだと仕事できん）

科目と金額において重要性の乏しいものは、簡便な処理・表示がOK

注解の例示→重要性の乏しい貯蔵品・経過勘定項目・引当金を表示しない

〃 棚卸資産の付随費用を取得原価に算入しない

簿外資産・負債はOKだが、架空資産・負債は×

2.3 会計法規

(1)会社法・会社法施行規則・会社計算規則

(2)金融商品取引法・財務諸表規則

(3)建設業法施行規則

についてはテキストを一読するくらいで十分でしょう

本日のマトメ

①全経簿記上級や税理士試験の内容と比べてどうですか？

②今日の内容から出題項目を確認してみよう

第 16 回（第 3 問）各 2 点×8＝16 点

以下の各文章について、財務会計に関するわが国の基本的な考え方に照らして、正しいものには「A」、誤ったものには「B」を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。

1. 真実性の原則は、企業の公開する財務諸表の内容に虚偽があつてはならないことを要請するものであるので、会計ルールを選択の仕方や会計担当者の判断の仕方によって表現する数値が異なることは認められない。
2. 正規の簿記の原則は、記録の網羅性、記録の検証可能性および記録の秩序性の 3 つを要請するものであるので、簿外資産や簿外負債は認められない。
3. 資本取引・損益取引区別の原則は、適正な資本維持ないし適正な損益計算を企業会計の基本目的としてとらえ、資本取引と損益取引の混同および資本剰余金と利益剰余金との直接・間接の振替を禁止する規範理念である。
4. 明瞭性の原則は、財務諸表の利用者が広く社会の各階層に及んでいることを前提に、財務諸表の形式に関し、目的適合性、概観性と詳細性の調和などの一定の要件を満たすことを要請する規範理念である。
5. 継続性の原則は、期間比較性の確保、また恣意性の介入する余地の縮小化の観点から会計処理の原則・手続きの継続適用を要請するものであるので、会計処理の原則・手続きの変更は一切認められない。
6. 保守主義の原則は、期間計算において予測の要素が介入する場合に、認められる範囲内で利益を控えめに測定し伝達することを要請する規範理念である。
7. 単一性の原則は、報告目的の異なる財務諸表の形式的な単一性と、それぞれの財務諸表に記載される資産、負債、純資産、収益および費用の金額が同一であることを要請するものである。
8. 企業会計の目的は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも認められる。

＜解答＞○×で示す

1. 真実性の原則は、企業の公開する財務諸表の内容に虚偽があつてはならないことを要請するものであるので、会計ルールを選択の仕方や会計担当者の判断の仕方によって表現する数値が異なることは認められない。 ×（減価償却）
2. 正規の簿記の原則は、記録の網羅性、記録の検証可能性および記録の秩序性の3つを要請するものであるので、簿外資産や簿外負債は認められない。 ×（重要性の原則）
3. 資本取引・損益取引区別の原則は、適正な資本維持ないし適正な損益計算を企業会計の基本目的としてとらえ、資本取引と損益取引の混同および資本剰余金と利益剰余金との直接・間接の振替を禁止する規範理念である。 ○
4. 明瞭性の原則は、財務諸表の利用者が広く社会の各階層に及んでいることを前提に、財務諸表の形式に関し、目的適合性、概観性と詳細性の調和などの一定の要件を満たすことを要請する規範理念である。 ○
5. 継続性の原則は、期間比較性の確保、また恣意性の介入する余地の縮小化の観点から会計処理の原則・手続きの継続適用を要請するものであるので、会計処理の原則・手続きの変更は一切認められない。 ×（正当な理由）
6. 保守主義の原則は、期間計算において予測の要素が介入する場合に、認められる範囲内で利益を控えめに測定し伝達することを要請する規範理念である。 ○
7. 単一性の原則は、報告目的の異なる財務諸表の形式的な単一性と、それぞれの財務諸表に記載される資産、負債、純資産、収益および費用の金額が同一であることを要請するものである。 ×（形式多元はOK）
8. 企業会計の目的は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも認められる。 ○

第 2 回： 第 3 章－企業の経済活動測定の基本手続き

本日のテーマ

- ①財産法と損益法→ストックとフロー
- ②資産負債アプローチと収益費用アプローチ
- ③現金主義会計とは？
- ④発生主義とは
- ⑤発生主義会計とは？
- ⑥ 2 つの費用収益対応の原則

概念FW①②
全経上級深掘り 1 回目参考
5 年契約で売上計上できない
発生＋実現→費用収益対応

①財産法と損益法→ストックとフロー

B S (ストック)				B S (ストック)	
現金 1,000	借入金 600	→	仕入 1,000／現金 1,000 現金 2,000／売上 2,000 広告費 200／現金 200 商品 300／仕入 300	現金 1,800	借入金 600
	資本金 400			商品 300	資本金 400
					利益 1,100

P L (フロー)	
売上	2,000
売上原価	700
売上総利益	1,300
広告費	200
営業利益	1,100

上記の事例で、仕入が掛け取引だったと仮定しよう。
現金主義会計の場合は、仕入が発生していない事になり、利益が 1,800 となり過大計上になってしまいます。恒常的な在庫・有形固定資産の設備投資・信用経済の発達により現金主義会計では投資家に対して正しい利益情報を提供できない。そこで、取引の発生時（経済的価値の増減）に収益・費用を計上する発生主義会計が進化してきた。

②資産負債アプローチと収益費用アプローチ

静態論（資産・負債中心）→動態論（収益・費用中心）→概念フレームワーク

収益費用アプローチ（引当金・繰延資産）

資産負債アプローチ

- ①定義しやすい資産を定義
- ②支払義務が負債
- ③差額が純資産

③現金主義会計とは？

上記のとおり

- ④発生主義とは
- ⑤発生主義会計とは？
- ⑥2つの費用収益対応の原則

3.3 期間損益計算の基本手続き

今日の発生主義会計は、継続企業の公準から要請される適正な期間損益計算を行うために、以下の3つの計算原則のもとに成り立っている

(1)発生主義の原則

すべての費用および収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算書に計上してはならない（損益計算書原則一A）

（購入時）材料 5,000／工事未払金 5,000

（消費時）未成工事支出金 4,500／材料 4,500

材料勘定は消費部分(当期の費用)と未消費分(次期の費用として繰越す)に分けられる

工事完成基準を例とすると、材料を 4,500 円消費し、加えて労務費を 3,000 円消費した場合を考えよう。工事物件の価値は間違いなく 7,500 円増えている。ただ、財の移転はなくこの段階で収益を計上するのは、客観性に欠けると言える。これを未実現という。

(2)実現主義の原則

売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る（損益計算書原則三B）

実現の2要件は重要（財・役の提供）（対価としての貨幣性資産の受領）

(3)費用収益対応の原則（実質的意味）⇔形式的対応もある（費用収益対応表示）

（1）で発生した 4,500 円の費用を、実現した収益に対応させる

（建設業では考えにくいだが、部分納品で 10,000 円収益を計上し 7,500 円原価のうち 6,000 円がその収益に対応しているイメージと考えて下さい）

<費用収益対応表示の例>

個別的対応→売上高と売上原価（因果関係あり）

期間的対応→売上高と販売管理費（因果関係あり）

取引の同質的対応→受取利息と支払利息（因果関係なし）

<マトメ>

模範解答どおりはとても無理。以下は「私ならこう書く」です。これでも十分 7 割くらいの点数にはなると思います。

練習問題 3-1

数字も使って説明したが、ほとんど理論でしたね

(1)

財産法：期首期末の純資産の差額を利益とする

損益法：仕訳→元帳→試算表→損益計算書の流れで利益を把握する

(2)

財産法では 2 点間の実地棚卸額で利益を確定するので、簡易性・客観性に優れている。しかし、利益の発生原因を把握することはできない。両者の長所を結合する必要性がここにある。棚卸減耗損を例として説明する。帳簿在庫と実在庫が合うとは限らない。その際に実際に基づいて財務諸表を作成することが重要である。商品有高帳に基づく帳簿残高と実地棚卸高に相違がある場合は、棚卸減耗損を把握して帳簿残高を実際残高に修正することで客観性を担保することができる。

3-2→発生主義会計の本質（模範解答のように書けない）

現金主義と発生主義がある。

恒常的な在庫、長期間使用する有形固定資産の存在、信用経済の発達を考慮すると現金主義では期間利益が正しく計算されない。そこで、経済的価値の増減を収益・費用の発生ととらえ利益計算を行う必要がある。これが発生主義である。しかし、収益に関してはより厳密に計上する必要があるので、実現主義にて計上し、発生費用のうち収益に対応する部分のみを費用として計上する必要がある。これを費用収益対応の原則といい、発生主義はこの点で修正が加えられているといえる。

3.3→取引は支出・収入という事実をとともうが、正しい期間利益の算定に当たり、その期間に発生した費用と収益に基づいて利益計算をしなければ正しい利益計算はできない。ただし、収益を発生段階で計上する事は仕掛品や製品在庫の状態で計上する事になり客観性に欠ける事になる。収益に関しては厳密に規定しなければ粉飾決算や脱税を招きかねない事から、「財の移転」と「貨幣性資産の受領」の 2 要件をもって実現収益と規定し、実現収益のみを収益として計上することで未実現収益の計上を阻止している。

第 3 回：第 4 章（+5 章の 1 部）一期間収益（費用）の認識・測定

本日のテーマ

- ①収益計上の諸基準→収益認識の会計基準の変更もあり、理論は注意かも
- ②工事進行基準について（過去問 15 回 5 問を確認しよう）
- ③工事完成基準について（過去問 15 回 5 問を確認しよう）
- ④理論対策→工事進行基準と工事完成基準の比較（発生主義と実現主義の観点から）

①収益計上の諸基準→収益認識の会計基準の変更もあり、理論は注意かも

広義→純資産の増加をもって収益とする（贈与も収益）→処分可能性の立場から

狭義→生産・提供分（販売と考えよう）→経営成績管理の立場から

1.収益の発生と実現

受注→調達（財・用役）→加工→完成→引渡

個々の段階で収益は発生するが、販売時に実現する

認識をどこにおくかは、重要→工事進行基準と完成基準

2.受注生産制度の特徴（確認程度でOK）

★受注方法

入札方式（公共工事→一般競争入札）→事前原価算定→見積総原価→入札価格の決定

特命方式（業者指名）

見積合わせ方式（合い見積もり）

★請負代金決定方法

総額請負契約（契約時確定・インフレ時はこわい）

原価補償契約（実際原価×利益率）実際原価の算定方法で発注者と意見対立多い

単価積算契約（単価のみ決定しておく→数量を乗じて決定）

★代金受領方法

着手金→中間金→残額払い

②工事進行基準について（過去問 15 回 5 問を確認しよう）

長期請負業の収益認識基準として発生主義を適用

基準採用根拠

(1)期間帰属の合理性→2 期以上の工期の収益認識の合理性（期間利益の指標性）

(2)計算の確実性→契約価格の実現可能性が高い

★基準→工事の進行途上においてその進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用する

成果の確実性（工事収益総額・工事原価総額・決算日における工事進捗度が信頼性をもって見積もることができなければならない）

信頼性をもった見積もり

・工事収益総額→完成見込が確実、工事契約による対価の定め

・工事原価総額→工事原価の事前の見積もりと実績を対比し、適時適切な見直しを図る体制があること

では計算方法を過去問 15 回 5 問で確認しよう（原価比例法）

【第5問】 次の<決算整理事項等>に基づき、解答用紙に示されている埼玉建設株式会社の当会計年度（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）に係る精算表を完成しなさい。なお、計算過程で端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てること。また、整理の過程で新たに生じる勘定科目で、精算表上に指定されている科目は、そこに記入すること。

(5) 請け負っている工事は下記の2つの工事だけである。工事Aには原価比例法により工事進行基準を、工事Bには工事完成基準を適用している。

工事A

工事期間は3年（平成×0年4月1日～平成×3年3月31日）、工事収益総額は600,000千円、工事原価総額の見積額は400,000千円、着手前に前受金として300,000千円を受領している。当期末までの工事原価の発生額は、第1期が144,000千円、第2期が136,000千円であった。工事原価総額の見積額に変更はない。

工事B

工事期間は2年（平成×1年4月1日～平成×3年3月31日）、工事収益総額は200,000千円、工事原価総額の見積額は150,000千円、前受金の受領はない。当期末までの工事原価の発生額は105,000千円であったが、当期末に見積もり直したところ工事原価総額は210,000千円と見積もられた。なお、精算表上、工事損失引当金繰入額は完成工事原価に振替えない。

③工事完成基準について（過去問15回5問を確認しよう）

実現主義の2要件

財・用役の提供

貨幣的資産の受領

<採用根拠>

インフレ時に工事原価の見積もりが信頼性をもてない→進行基準は×

多数の工事を並列的に実施している場合は均されるので、計算の経済性が高まる

類似の方法に「部分完成基準」がある

<実現時点>

検収完了時点が一般的

では計算方法を過去問15回5問で確認しよう（原価比例法）

④理論対策→工事進行基準と工事完成基準の比較（発生主義と実現主義の観点から）

これは既に述べた内容で十分でしょう。

⑤追加（第5章）：費用配分の基準

＜費用概念＞

広義→純資産の減少をもって費用とする（盗難も費用）

狭義→生産・提供分（販売と考えよう）に関連した部分のみ→盗難は損失

1.費用配分の原則

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。

有形固定資産→耐用年数にわたり定額法・定率法などの減価償却の方法による

無形固定資産→有効期間にわたり

繰延資産→無形に準じて、均等額以上を配分

2.設例 5-1 は良問（熟読しよう）

3.費用配分の原則と他原則の関係

(1)発生主義→経済的価値の費消

発生主義の原則で認識され、結果として配分されるともいえる

発生主義の枠内に費用配分の原則はあるともいえる

有形固定資産→価値費消（時間基準）→当期の費用と次期以降の費用に配分される

棚卸資産→価値費消（払出基準）→当期の費用と次期以降の費用に配分される

(2)費用収益対応の原則

タクシー会社の車両の例で考えるとわかりやすいであろう（減価償却により配分された費用が収益に対応されると考えられる）

<マトメ>

過去問：第10回1問発生主義（3つの原則、各150文字）

第4回：第5章（資産の取得原価と期間配分について）

本日のテーマ

①棚卸資産と有形固定資産の取得原価→購入代価と利子の取扱い

②棚卸資産原価の期間配分について

設例 5-4、5-5 を実施しよう

③固定資産原価の期間配分について

期間法→定額法・定率法・級数法

生産高比例法

年金法や償却基金法は没問でいいでしょう

級数法は税法では認められていませんが、試験ではたまに出る

総合償却について（2級ではよく出ている）

④理論対策：減価償却の意義について

意味→有形固定資産の取得原価を費用配分すること

目的→適正な期間損益計算

種類→定額法・定率法・生産高比例法

定額法とは・・・

①棚卸資産と有形固定資産の取得原価→購入代価と利子の取扱い

(1)棚卸資産の取得原価

棚卸資産は、原則として購入代価（値引・戻し・割戻は控除する）又は製造原価に引取り費用等の付随費用を加算して取得原価とする

※付随費用の金額に重要性が乏しい場合は、その期の費用にすることができる

※自社生産品の場合は適正な原価計算基準による

※利子費用は自家建設の場合の稼働前の部分に限り取得原価算入が認められている

＜設例 5-2＞を実施してみよう

(2)棚卸資産原価の期間配分について

- ・当期の費用と、次期以降の費用に配分する
 - ・数量面では、継続記録法と棚卸計算法がある
 - ・払出単価面では、4種類の計算方法がある
 - 個別法・先入先出法・後入先出法・平均原価法
- 税法では最終原価仕入法が認められている

材料の次期繰越額について

→材料の期末棚卸額＋仕掛工事（未成工事支出金）に含まれる材料部分
この部分が評価損の対象

＜参考＞

棚卸資産は正味売却価額で評価するのが基本。但し、材料などに関しては再調達原価の把握が容易で、その価額が正味売却価額に連動している場合には再調達原価の利用が可能

設例 5-4、5-5 を解いてみよう

<5-4>

問1はBOXの書き方工夫でいきましょう

問2は文章だけでは難しい

仕入 $1,000 \times 1 \rightarrow 2,000 \times 1$

販売 $4,000 \times 1$

で考えてみよう (BOXで確認)

※最終取得原価法はいいでしょう。出題されても没問だと思います。
各社テキスト・専門書2冊を確認しましたが説明されていません

<5-5>

③固定資産原価の期間配分について

(1)減価償却計算において特に重要なこと

→所定の減価償却方法に従いその計算を計画的・規則的に実施することにより、毎期の損益計算を正確に行うことである。これを正規の減価償却という。

但し、災害や陳腐化などにより「臨時損失」や「減価償却の変更」が必要になるケースもある。これは第7章で学習する

(2)取得原価の決定と残存価額の予測

・取得原価の決定

購入・生産は棚卸資産と同様

現物出資・交換・贈与の場合は、特に交換が重要

・残存価額（見込売却額）

平成19年4月に改正

(3)減価償却の方法

定額法

定率法（ $1 \div \text{年数} \times 200\%$ ）

級数法（税法では認められていない）（箱で考えよう）

生産高比例法（本来は最も合理的）

(4)総合償却

設例5.6で説明する

除却は研究課題とし、試験直前期に説明します

(5)取替法（半額法は税務上鉄道・電力・ガス業などの特定業種のみ）

設例5-9を8年間実施してみよう（第1期を1年4月1日~2年3月末とする）

半額=3,000,000円

会計期	年月日	取得価額	減価償却費	取替費（PL）	期末簿価
1	1.4.1	6,000,000			
1	2.3.31		675,000		5,325,000
2	3.3.31		675,000	479,500	4,650,000
3	4.3.31		675,000	479,500	3,975,000
4	5.3.31		675,000	479,500	3,300,000
5	6.3.31		300,000	479,500	3,000,000
6	7.3.31			479,500	3,000,000
7	8.3.31			479,500	3,000,000
8	9.3.31			479,500	3,000,000
合計			3,000,000	3,356,500	

※全額償却時と取替法のPLへの影響は、ほぼ同じ（手間もかからない）

④理論対策：減価償却の意義について

※棚卸資産は13回の空欄補充で、「未成工事支出金・材料貯蔵品」の問題が

11回の正誤では棚卸資産と有形固定資産が多数出題されている

12回の第1問では有形固定資産が出題

23回の第1問では費用配分が問われている

引き続き要注意の論点と考えてよいだろう

<マトメ>

練習問題といたいところですが・・・今回の内容は結構重かったと思います。
次回引当金・繰延資産の内容を説明した後に問題にチャレンジしましょう

第5回：第5章（引当金と繰延資産）

今日のテーマ

①注解 15（繰延資産）と 18（引当金）

費用なのに費用じゃない？

費用じゃないのに費用？

P L 中心

②引当金

4 要件は絶対大事

未払費用との違いに注目

建設業経理士では工事損失引当金に注目

③繰延資産

認められる根拠

前払費用との違いに注目

①引当金（注解 18）

企業会計原則注解とは→企業会計原則の特定の項目に関する補足説明や具体的な内容を示している。

注解 18 は強制規定：費用じゃないのに費用

簡単にいうと、「当期に帰属する費用または損失の見積もり計上による貸方項目」

※注解では、P L 側からの要請（適正な期間損益計算）ということが記されている

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

※経済的価値の費消はなし・支払なし・支払義務なし（未費消・未支出）

→本来は費用にならないはず

でも、収益との対応から費用を見積もって計上する

※偶発事象は偶発債務（保証債務）・・・注記

発生の可能性が高い（50%以上）・・・引当金

発生した（確定）・・・・・・・・・・未払金

負債の定義（資産負債 A P）→「経済的資源を引き渡す義務」

4 つの要件は押さえておこう

- ①将来の特定の費用又は損失であること（経済的価値の費消は将来）
- ②その発生が当期以前の事象に起因していること（原因の発生も含む）
- ③発生の可能性が高いこと（低いものは偶発債務）
- ④金額を合理的に見積もることができること

「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」損益計算重視であることがわかりますね

- ・完成工事補償引当金
- ・修繕引当金
- ・退職給付引当金
- ・工事損失引当金

理論では修繕引当金の要件性、計算では工事損失引当金を確認しておこう

★未払費用との異同点

- ①未払費用：一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受ける事実に着目・見積はない
引当金：契約の有無は問わない・見積もり

<分類>

評価性引当金（貸倒引当金・投資損失引当金）

負債性引当金（退職給付引当金・賞与引当金・売上割戻引当金・修繕引当金）

※修繕引当金の負債性について概念フレームワークから検討してみよう

操業停止・廃棄の決定などにより修繕の義務はなくなる可能性がある

工事損失引当金（19回：第5問を確認しよう）

- (4) 期末時点で施工中の工事は下記工事だけであり、原価比例法により工事進行基準を適用している。なお、この工事以外に当期中に完成した工事があり、当該工事については完成工事高と工事原価にすでに計上されている。
- 工事期間は3年(平成×0年4月1日～平成×3年3月31日)、対価の額は580,000千円、工事原価総額の見積額は500,000千円、着手前に前受金として240,000千円を受領している。
- 当期末までの工事原価発生額は、第1期が200,000千円、第2期が220,000千円であった。第2期末に工事原価総額の見積りを、600,000千円に変更した。

②繰延資産

<論点>

計算は簡単。繰延資産と引当金は、収益費用アプローチとの関連で理論での出題可能性は高い。テキストはわずか2ページですが、引当金と同様少し掘り下げてみましょう。

1. 繰延資産とは？（容認規定）費用なのに費用じゃない

企業会計原則（注解 15）

将来の期間に影響する特定の費用（すでに代価の支払いが完了し又は支払い義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、**その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用**）は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に**記載することができる**。

何故？「できる」なのか？

(1)「効果の発現が期待される」という期待感に過ぎない

発現がない場合は逆に収益に対応しなくなり、かえて健全な会計に反することになる

(2)金額に重要性がないときに強制適用にすると、かえって手間をとらせるだけになる

したがって、繰延資産としたか費用としたかは注記する必要がある

<参考>

「平成 18 年年 8 月繰延資産の会計処理に当面の取扱い（会社法施行後）」では以下の 5 項目が列挙されている

- ①創立費→設立関係の費用は設立後の収益のために使っている（法務局登記まで）
定款作成など
- ②開業費→設立後、営業開始までの費用も将来の収益のために使っている（登記後）
口座開設など
- ③開発費→新市場の開発は今の収益よりも将来の収益のために使っている
- ④株式交付費 →資金調達は将来の収益のために使っている
- ⑤社債発行費等（新株予約権含む） → //

<発行3年他5年（5文字3年、3文字5年）>

<前払費用との違い>

支払済（同じ）、役務提供契約あるか？（違う） この2点を抑えておけばいいでしょう

※期間損益計算の観点と同じ

<質問>効果が将来にわたって発現するものと期待できなくなったら、どうする？

未償却残高を一時に償却する

＜参考：2016 年＞修繕引当金に関して

J R 北海道：435 億（4 要件満たしているが計上していない）

J R 東海：2,450 億計上

J R 他社：修繕費一括計上

このような状況は投資者の意思決定に有用とは言えないと警笛をならしている学者は多い

収益費用 A P → 利益の把握を主目的とする考え方

収支計算と損益計算の不一致項目（未解決項目）を B S に収容する

P L 主役・B S 脇役

損益法（誘導法）で利益を計算

資産負債 A P → 企業価値の算定を主目的とする考え方

財産法（棚卸法）で利益を計算

静態論との違いは、キャッシュの発生（存在？）時期

(練習問題)

たくさんあるが、頑張りましょう！

- 5.1 資産の取得原価の一般原理
→付随費用を加算する、利息自家建設の稼働前利子以外は加算しない
- 5.2 藤沢が初解説
- 5.3 発生主義
原則→経済的価値の増減で収益・費用を認識する
適用形態→発生主義会計といった場合は収益は実現主義、費用のみ発生主義
- 5.4 払出数量の計算 (第 17 回 : 1 問)
 - (1)基本的な計算方法
 - 継続記録法 : $(期首 + 仕入 - 出庫) = 期末$
 - 棚卸計算法 : $期首 + 仕入 - 期末 = 出庫$
 - (2)原理的な適用形態
 - 継続記録法による帳簿棚卸⇔実地 差異 = 棚卸減耗
 - 重要性の原則による簡便法 (棚卸計算法)
- 5.5 減価償却
 - (1)正規の減価償却→規則的・計画的
 - (2)一般に認められた減価償却方法
 - ・定額法・定率法・生産高比例法・級数法
- 5.6 藤沢の解説をお聞きください
- 5.7 4 要件を満たしていないのでダメ
特定の損失ではない・当期以前の事象が原因でない・金額を合理的に見積もれない・発生の可能性も高いとは言えない
保守主義という観点からも過度の保守主義は禁止されている
- 5.8 費用収益対応の原則
 - (1)収益の認識が実現時点、費用の認識が発生時点、このズレを解消することが適性な期間損益にとって重要
 - (2)比較可能性
- 5.9 工事原価→完成工事高に個別的・直接的に対応する原価
期間原価→管理者給与・減価償却費などのように個別的・直接的には対応関係はないが、利益計算の要請から原価とするもの
- 5.10 (1)収益との対応関係、将来に効果が発現すると期待される
(2)継続企業の公準
(3)○→ロ、×→イ・ハ

- 5.11 (1)反する→発生の可能性が高いとは言えない
(2)反する→繰延資産として繰り延べる事はできない
繰延資産は限定列举

第6回：第6章（利益の処分）第7章（資産の評価）

今日のテーマ

- ① 利益と損失の処理（設例のみ確認）
- ② 資産について
静態論・動態論については第3章を参照
- ③ 資産の評価基準
原価基準・時価基準・低下基準・割引価値
- ④ 貨幣性資産の評価
- ⑤ 有価証券の評価

① 利益と損失の処理（設例のみ確認）

会社法施工前では、P C会計での決算時の処理は以下のようでした

当期純利益（P L）1,000／当期末処分利益（B S）1,000

前期繰越利益（B S）10,000／当期末処分利益（B S）10,000

この結果、翌期に繰り越すと、当期末処分利益 11,000 が前期末処分利益 11,000 に振り替わる。その未処分利益を株主総会の利益処分で処分を行う。こんな感じだったと思います。

ところが会社法施工後は、このような処理をせずに当期純利益が自動的に繰越利益剰余金に振り替わるようになりました。

現行の繰越利益剰余金の流れは以下の通りです（テキストよりも簡便に記しています）

期首	株主総会（配当）	期末	期首
100,000	△25,000	40,000	115,000

社外分配項目と社内留保項目は純資産のところで述べたいと思います

では、設例 6-1、6-2 を行います

② 資産について

静態論・動態論については第 3 章を参照

換金可能価値説→静態論

前払費用説→≡動態論

潜在的用役提供能力説→≡概念フレームワーク（資産負債 A P）

③ 資産の評価基準

★原価基準（過去基準）

→取得原価主義（貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない）

棚卸資産・固定資産で適用（費用配分手続きで当期の費用と次期以降の費用に配分される）

※客観性および適正な期間損益が根拠ではある。したがって、未費消額である資産の価額に現在価値は認められない。

★時価基準（現在基準）

→評価時の市場価格

販売市場・・・正味売却可能価額

購買市場・・・再調達原価

売買目的有価証券・その他有価証券

★低下基準

→棚卸資産の会計基準で強制適用

商品評価損の考え方が書ければ十分

★割引価値（将来基準）

→将来C F の見積額を割引率によって測定時点まで割り引いた測定値

誰の視点から見積もるのか

所有者の視点で考えてみよう

所有者：使用価値（市場価格＋のれん）

使用価値に用いる割引率は資本コスト

④ 貨幣性資産の評価

現金預金→外貨の場合は換算額

売上債権→（債権額－回収額－貸倒見積額）÷回収可能価額

貸倒見積高の算定

→一般債権（貸倒実績率）

貸倒懸念債権（財務内容評価法・C F 見積法）

破産更生債権（財務内容評価法）

⑤ 有価証券の評価

日商簿記 2 級でも学んでいる方は多いと思います。

B/S 面、P/L 面から次ページの表をしっかりと理解レベルに落とし込んでください。

	B/S 評価額	評価差額の処理と表示科目	表示科目
売買目的有価証券	時 価	P/L「有価証券評価損益」 or「有価証券運用損益」 (洗替方式 or 切放方式) ∴売却に事業遂行上の制約がないと認められるから	「有価証券」
満期保有目的債権	償却原価 or 取得原価	→金利調整差額あり 原則：利息法 (利払日償却) 容認：定額法 (決算日償却) ∴満期まで保有するので、満期までの時価変動リスクを考慮する必要がないから	<u>1年基準</u> 「投資有価証券」 or「有価証券」
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	∴事業投資であり、時価変動リスクを考慮する必要がないから	「関係会社株式」
其他有価証券	時 価	原則：全部純資産直入法 容認：部分純資産直入法 (洗替方式) ∴時価の変動は投資者にとって有用な情報であり、国際的超過の観点からも有用性が認められるから	<u>1年基準</u> 「投資有価証券」 or「有価証券」
親会社株式	時 価	売買目的⇒評価 (運用) 損益 その他⇒評価差額 ∴満期保有・関連会社株式でないから	<u>1年基準</u> 「親会社株式」

※親会社株式はほとんど出題されません

※部分純資産直入法は金融商品基準前の低価法 (保守主義) の流れ

※投資家の意思決定の観点から、評価方法の違いを意識してみてください

<設例 7-3>を説明します

有価証券は、保有目的の意味（意図）を意識すると、B/S 価額と評価差額の意味が理解しやすくなります。では、保有目的を考えてみましょう。

売買目的有価証券	時価の変動が目的 (売却益が目的)
満期保有目的債権	満期まで所有する意図をもって保有する目的 (金利と元本の回収が目的)
子会社株式 関連会社株式	支配や影響力の行使が目的
その他有価証券	上記以外の目的（持合い株式など）

2.減損処理

(強制評価減：時価のある有価証券≡上場株式)

- ①売買目的有価証券は対象外
- ②時価が著しく下落した場合

試験では 50%以上の下落

回復する見込みがあると認められる場合を除く（ない or 不明）

※回復とは 100%まで回復とされている（実務）

- ③会計処理

特別損失・切放法（その他有価証券も切放）

(実価法：時価のない有価証券≡非上場株式)

- ①実質価額の著しい定価（50%以上）回復の見込みは検討しようがないのではない
(時価評価後の純資産) × 持ち株比率

<マトメ>

計算問題

過去問では第 5 問で貸倒引当金と有価証券評価が問われています
それぞれ 2 問ずつ藤沢が解説します

<12 回>

前 T/B 貸付金→800

貸付金の全額が破産更生債権に分類された。この債権について設定されている担保の処分見積額は 300 千円である。なお、使用する勘定は、便宜上、貸倒引当金勘定と貸倒引当金繰入額勘定を用いること。

<13,15,16 回>

前 T/B その他有価証券 1,000

その他有価証券の期末の時価は 1,200 千円である。税率を 40%として税効果会計を適用する。

前 T/B : 有価証券 1,000

有価証券はすべてその他有価証券であり、期末の時価は 1,200 千円である。税率を 40%として税効果会計を適用する。

前 T/B : 売買目的有価証券 1,000

売買目的有価証券の期末の時価は 1,200 千円である。

第 7 回：第 7 章（資産の評価 2）

今日のテーマ

本試験では理論でよく問われている。

① 棚卸資産の評価

＜理論＞

17 回（1 問）→払出数量と単価の方法

13 回（2 問）

＜計算＞→総合問題の 5 問で出る程度

18 回に簡単な洗い替えが出ている程度

② 固定資産の評価

＜理論＞

12 回（1 問）B S 価額の決定方法、耐用年数と残存価額の変更時の会計処理

13 回（2 問）

＜計算＞第 5 問で必ず問われる

特に見積もりの変更が多い

③ 繰延資産の評価

＜理論＞

17 回（3 問）

④ 棚卸資産の評価

★取得原価の計算方法

<基準より>

棚卸資産は、原則として購入代価（値引・戻し・割戻は控除する）又は製造原価に引取り費用等の付随費用を加算して取得原価とする

★棚卸資産の評価

原価の計算をイメージしながら評価方法を確認しよう

原価＝払出数量×払出単価

ということで数量面と単価面から考察しよう

数量面 { 継続記録法→棚卸減耗を管理する
棚卸計算法→入庫と期末数量のみで払出数量を把握できる

単価面 { 個別法
先入先出法→価格変動時に同一価格水準での損益計算ができない
後入先出法価格変動時に同一価格水準での損益計算ができる
平均原価法（総平均法・移動平均法）
売価還元法（イオン・ヨーカ堂・しまむら etc）
最終仕入原価法（評価方法の選択をしない場合法人税法ではこの方法による）

参考：公認会計士協会の調べでは、継続記録法では個別法と移動平均法が、棚卸計算法では総平均法が多いようです。

★棚卸資産の期末評価

<基準より> 通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と正味売却価額との差額は当期の費用（商品評価損を売上原価に算入することをイメージしよう）として処理する

期末評価の観点からは価格差異である評価損の確認が重要

→収益性の低下による簿価切下

→損失を次期以降に繰り延べない（減損会計や工事損失引当金も同様）

簿価切り下げに関しては、洗替法と切放法が選択適用できます。

★洗替法と切放法で処理した場合の違いを確認しておこう

	購入	期末	期首	期末
(切放)	1,000	800		900
		評価損 200		期末簿価 800
(洗替)	1,000	800	1,000	900
		評価損 200	評価損▲200	評価損 100
				期末簿価 900

※洗替法は回復の可能性を財務諸表に反映することができる

<参考：棚卸資産における時価とは>

公正な評価額（活発な市場での価額）

正味売却価額（購買市場と売却使用が分かれている場合の＜売価－追加原価＞）

再調達原価（購買市場と売却市場がわかれている場合の購買価格・・・ただし、原材料等の場合で正味売却価額と連動している時に時価として使用できる）

※時価というのは、今売ればいくら？取得原価は過去に買った価額のこと。

※収益性の低下による簿価切り下げ→取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べない

⑤ 固定資産の評価

<有形固定資産>

第5章で説明しているので、減価償却の変更について説明しよう

★減価償却方法の変更

定率→定額 変更時の要償却額（残存価額＝売却時の予想価額）÷残存耐用年数

定額→定率 変更時の帳簿価額×残存耐用年数に対応する償却率

★耐用年数の変更

会計上の見積もりの変更で詳しく説明しますが「変更による影響は変更後の期間に反映」は重要な概念なので意識しておきましょう

★キャッチアップ方式とプロスペクティブ方式

試験ではあまり問われませんが、キャッチアップとプロスペクティブの計算を<設例 7.5>で確認しましょう。

<無形固定資産>

法律上の権利（特許権など）とのれん（超過収益力）、ソフトウェア

これも試験ではあまり問われません。

設例に関しては研究課題とします。

<繰延資産>

第5章で説明済みですね

無形固定資産と繰延資産の償却方法は同じ

→残存0、定額法、直接法

では、藤沢の計算解説です（過去問より）

<マトメ>

練習問題を確認しましょう

7.1

(1)原価基準（過去の・客観性）時価基準（現在の・未実現利益の可能性）

(2)低下基準の根拠→資産の回収額をあらわす、保守的な思考

適用される時価→正味売却価額

7.2 有価証券の評価

目的別→売買目的（時価）、満期保有目的（取得原価・償却原価）、関係会社=支配・影響力

行使目的（取得原価）→、その他（の目的の）有価証券→時価 But 洗い替え

7.3 本編で説明したとおり会計上の変更で説明します

7.4 無形固定資産の意味→法律上の権利、超過収益力、ソフトウェア

償却方法→残存0、定額法、直接法

7.5

	繰延資産	前払費用
計上	容認	強制
役務提供	済	未

7.6 イ→7.5 より○

ロ→原則費用なので早期償却はOK ∴○

7.7 問題の意図わかりにくい

		<棚卸資産>との対比	繰延資産	長期前払費用
性質上	類似点	換金性高い	換金性ない	換金性薄い
	相違点	?	?	?
会計処理上	類似点	個別的対応	期間的対応	期間的対応
	相違点	?	?	?

第 8 回：第 8 章（持分－負債）

過去問では資産除去債務が理論（16 回 2 問の簡単な穴埋め）・計算でよく出ている。
計算は非常に簡単な問題。

第一問で出る可能性はあるので、16 回 2 問はしっかり確認しておこう。

13 回で持分に関する問題出ている（1 問）

今日のテーマ

- ① 持分の概念・分類
- ② 債権者持分（負債）
- ③ 社債
- ④ 資産除去債務
- ⑤ 偶発債務（保証債務）

① 持分の概念・分類

B S の貸方

運用	調達	
		債権者→債権者持分
		出資者（株主・社員）→出資者持分

持分→会社清算時の分配請求権に過ぎない（抽象的概念）
借方の資産に直接権利を及ぼすことはできない

② 債権者持分（負債）・・出資者持分と比較するとわかりやすい

- ・資金の利用可能期間が短い
- ・支払利息という費用が発生する
- ・優先度（債権者への分配が先）

③ 社債

設例 8.1、8.2、8.3 を藤沢が解説します

④ 資産除去債務

理論は押さえておこう

(イ)両建処理と引当金処理の相違

引当金（収益費用 A P で要請される貸方科目）では負債計上が不十分
資産計上により回収すべき金額を引き上げる（投資効率－経営分析）→ハードルあげる

資産性あるか？単独では C F 生成能力は疑問→付随費用として固定資産に加算
負債性あるか？不可避な法律上の義務（法律・契約）であり、経済的資源を引き渡す義務として負債性あり

負債を一括費用認識もおかしいだろう→∴両建処理のうえ費用配分という処理になった

簡単な例で説明します

100,000 円 → → →1,331 円
実際には 1400 円だった

	引当金（収益費用 A P）	両建て（資産負債 A P）
取得	資産 100,000 / C 100,000	資産 101,000 / C 100,000 債務 1,000
1 期目	繰入 443 / 引当金 443 減費 33,333 / 累計 33,333	利息費用 100 / 債務 100 減費 33,666 / 累計 33,666
2 期目	繰入 443 / 引当金 443 減費 33,333 / 累計 33,333	利息費用 110 / 債務 110 減費 33,666 / 累計 33,666
3 期目	繰入 445 / 引当金 445 減費 33,333 / 累計 33,333	利息費用 121 / 債務 121 減費 33,667 / 累計 33,667
履行時	資産 100,000 / 累計 99,999 引当金 1,331 / 現金 1,400 履行差額 70	資産 101,000 / 累計 100,999 債務 1,331 / 現金 1,400 履行差額 70
費用計	繰入 1,331 減価償却費 99,999 履行差額 70 101,400	利息費用 331 減価償却費 100,999 履行差額 70 合計 101,400

（理論）利息費用はなぜ販売管理費

支払利息→契約で確定している利息→財務調達費用→営業外

利息費用も契約で利息額が決まっているわけではない→営業外ではない

<参考>クレジットで高めの金額設定している→差額は契約上の利息ではない

（理論）B S は 1 年基準→1 年前には翌年支払うことがほぼ確定している

(ロ)割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの割引前の利率とする

（基準に記載されている理由）

- ・退職給付にも無リスクが使われている

- ・信用リスクの高い企業が高い割引率を使用し、負債計上額が少なくなるのは財政状態を適切に反映しない（自分で危ない会社と考えると、負債が減る）
→負債のパラドクス（矛盾）質問タイムで解説します

- ・自らの不履行を前提とした会計処理は、適当ではない

では設例 8.4 を藤沢が解説します。

⑤ 偶発債務（保証債務）

引当金の復習をしておこう（注解 18）：強制規定：費用じゃないのに費用

簡単にいうと、「当期に帰属する費用または損失の見積もり計上による貸方項目」
※注解では、P L 側からの要請（適正な期間損益計算）ということが記されている

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を**当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする**。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

※経済的価値の費消はなし・支払なし・支払義務なし（未費消・未支出）→費用じゃないでも、収益との対応から費用を見積もって計上する

※偶発事象は偶発債務（保証債務）・・注記

発生の可能性が高い（50%以上）・・引当金
発生した（確定）・・・・・・・・未払金

<考えられる会計処理>

設例 8.5

- 1.F / S 記載→債務保証引当損／債務保証引当金
- 2.注記記載→（現行の会計処理）
- 3.備忘記録（対照勘定法）→保証債務見返／保証債務

<マトメ>

8.1 持分

<持分の概念→B/Sの貸方は資金の調達源泉をあらわす。資金の調達は債権者からの調達と出資者からの調達をあらわす。債権者からの調達を負債といい、債権者側から見た場合にこれを債権者持分という。これに対し出資者からの調達を資本といい、出資者側から見た場合これを出資者持分という。>

8.2 未払費用と引当金の相違

引当金は、将来の特定の費用または損失であり、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合は引当金を計上しなければならない。

未払費用を上記の4要件から検討してみよう。

1. 将来の特定の費用→当期発生費用である
2. 当期以前の事象に起因→当期の事象に起因
3. 発生の可能性が高い→発生している
4. 金額を合理的に見積もることができる→契約などで確定している

このような違いがある

8.3 社債（計算）

第 9 回：第 8 章（持分－資本 1）

過去問ではあまり出ていない。14 回第 3 問の正誤は確認しておこう。

この内容が 1 問で問われる可能はある。

計算はほとんど出ていません。

従って今日は理論的な話が中心になります。

計算は必要最小限にテキストの設例を解説します。

今日のテーマ

- ① 出資者持分
- ② 株主資本の分類
- ③ 自己株式
- ④ 資本金
- ⑤ 資本剰余金

① 出資者持分

② 株主資本の分類

株主資本の内容は何もみないでも書けるようにしよう

資本金
資本剰余金
 資本準備金
 その他資本剰余金
利益剰余金
 利益準備金
 その他利益剰余金
 繰越利益剰余金（第6章で未説明）
自己株式（第7章で未説明）マイナス表記

・繰越利益剰余金の運命

期首	配当	当期利益	期末
100,000	△20,000 (準備金の積み立て)	50,000	130,000

・自己株式の論点

資産説（換金性に着目）・・・・・・・・・・・・・以前はこの説採用
資本控除説（法的手続きなしの実質的減資）・・・・・現在はこちら

③ 自己株式

自己株式の取得から処分・消却まで

(1)取得

自己株式を 300,000 円で取得し、証券会社に 2,000 円支払った

自己株式 100,000 / 現金 100,000

支払手数料 2,000

（営業外費用：財務関連費用）

※取得時は支払手数料（証券会社との取引）

＜発行時の手数料は株式交付費なので、買い戻し時も費用処理とする

(2)処分

・保有する自己株式（簿価 100,000 円）を 80,000 円で処分し、証券会社に 2,000 円支払った。

現金 80,000／自己株式 100,000

その他資本剰余金 20,000

株式交付費 2,000／現金 2,000

・保有する自己株式（簿価 100,000 円）を 120,000 円で処分し、証券会社に 2,000 円支払った。

現金 120,000／自己株式 100,000

その他資本剰余金 20,000

株式交付費 2,000／現金 2,000

処分時は株式交付費（証券会社との取引だが新株発行と同じ取引）

＜処分というのは増資時に発行するケースを想定すると新株発行と同じ

(3)消却（0 円で処分したと考える）

・保有する自己株式（簿価 100,000 円）を消却した。

現金 0／自己株式 100,000
その他資本剰余金 10,000



その他資本剰余金／10,000 自己株式 100,000

④ 資本金

資本維持の原則（旧商法）

債権者のための最低限の担保として維持すべき基準額

最低 1/2 は資本金

発行可能株式総数の 1/4 以上は設立時発行

株式交付費（または創立費）は繰延資産とすることができる

設例 8-6 のみ説明します

⑤ 資本剰余金

払込剰余金（とりあえず以下の2つは押さえておこう）

- ┌ 資本金に組み入れられなかった部分
- └ → 株式払込剰余金（≒資本準備金）
- ┌ 合併差益（のれんの逆バージョン）
- └ → 会社法では、合併契約の定めに従い資本準備金として積立可能（残りはその他資本剰余金）

→会社法では、合併契約の定めに従い資本準備金として積立可能（残りはその他資本剰余金）

設例 8-9 を説明します

<参考：全経上級深掘ゼミより>

[会計の立場]

資本準備金	払込資本
その他資本準備金	→ 配当不可

利益準備金	留保利益
繰越利益剰余金	→ 配当 OK

[会社法の立場]

資本準備金	準備金
利益準備金	→ 配当不可

その他資本剰余金	剰余金
繰越利益剰余金	→ 配当 OK

海外投資家の圧力に屈したと言われています

<マトメ>

8.4 資本金の制度について

債権者の財産（貸付金など）を担保するための制度

8.5 資本剰余金の意味とその内容

資本取引を行った際の差額。たとえば以下の仕訳を考えるとよくわかる。

簿価 1,000 円の自己株式を 1,100 円で処分した場合

現金 1,100 / 自己株式 1,000
自己株式処分差益 100

となるが、株主との直接取引なのでこの取引で損益が発生するわけではない（資本取引・損益取引区分の原則）。

よって自己株式処分差益は資本剰余金で処理することになる

8.6

(1) 資本の本質

企業会計→払込資本なので配当できない。債権者の財産を担保するために維持すべきもの

会社法→払込資本であっても、剰余金部分は配当可能である

このように、企業会計と会社法で考え方が違う状況になっている

(2) 補助金資本説からの会計処理

1. 企業会計原則の立場

圧縮損を認めない→企業間比較のため

2. 生ずる問題

特別利益として課税対象になる

補助金の意味がなくなる（経産省の目的を財務省が失わせることになる）

3. 対処法

圧縮

8.7 合併差益の計算（のれんと逆計算）のれんは連結で詳しく説明します

5,000,000 円

第 10 回：第 8 章（持分－資本 2）

8 章と同じく過去問ではあまり出ていない。
従って今日は理論的な話が中心になります。
計算は必要最小限にテキストの設例を解説します。

今日のテーマ

① 留保利益の分類

未処分利益剰余金

処分済利益剰余金

任意積立金の取崩

設例 8-11 を藤沢が解説します

② 剰余金の処分

分配可能額は下記の式のみ押さえておこう

剰余金の額－自己株式の帳簿価額－のれん等調整額－その他有価証券評価差額金

③ 株主持分（株主資本）以外の純資産項目

① 留保利益の分類

留保利益

未処分利益剰余金（繰越利益剰余金）・・・テキストに説明あるが深く考えなくてよい

処分済利益剰余金

- ┌ 利益準備金（債権者保護の立場から積立が強制されている）
- ├ 任意積立金（社債権者との契約に基づく減債積立金や事業拡張・配当の平均化のための積立金がある）
- └ 税法上の準備金（海外投資等損失準備金→5年据え置き、5年で均等取崩）
損金算入可

※任意積立金は目的達成後は取り崩しが必要
計算論点としては、積立時の逆仕訳でOK

設例 8-11 を藤沢が解説します

② 剰余金の処分分配可能額

分配可能額は下記の式のみ押さえておこう

剰余金の額－自己株式の帳簿価額－のれん等調整額－その他有価証券評価差額金（損）

※本来は自己株式の処分対価（テキスト未掲載）や臨時決算・連単差額（日商1級などのテキスト未記載）などもあります。試験の出題が低いことなどを考慮すると上記の項目のみ覚えておき（余裕があればです）、理論出題に備えておけばよいと思います。

③ 株主持分（株主資本）以外の純資産項目

概念フレームワークでは、資産を定義し、資産を引き渡す義務として負債を定義し、その差額を純資産としている。その関係で株主資本以外でも純資産に入ってるものがある。簡単に紹介しよう。

★新株予約権はなぜ純資産

→経済的資源を引き渡す義務ではないから（返済義務のある負債ではない）

★評価換算差額はなぜ株主資本ではない

→払込資本ではない、留保利益（実現した利益）でもない

★非支配株主持分はなぜ純資産

→負債ではない（返済義務はない）

では、なぜ株主資本ではない

→親会社株主に帰属しない

<マトメ>

8.8

留保利益には未処分利益剰余金と処分済利益剰余金がある。

未処分利益の代表例は繰越利益剰余金である。

処分済利益は、利益準備金・任意積立金・税法上の準備金がある。

8.9（難しい：没問）

消去法でD

第 11 回：第 9 章（キャッシュフローを把握するための基礎概念）

キャッシュフロー計算書とは

→一会計期間におけるキャッシュ（資金）の出入りの状況を報告するもの

① キャッシュフロー計算書における資金の概念

資金の範囲（正誤理論で問われる）

資金		手許現金	
	現金	要求払預金	当座預金 普通預金 通知預金など
	現金同等物	3ヶ月以内	定期預金 譲渡性預金 C P

※3 か月以内→あくまでも一般的な例（試験では指示なければ 3 か月で判断）

※現金同等物→容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか追わない短期投資

有 価 証 券→リスクあるのでダメ（C F 導入前の資金収支表では一時所有の有価証券は資金とされていた）
4 か月 定期預金→短期じゃないからダメ

当座借越→B/S 上は短期借入金だが負の現金同等物として現金同等物から控除

例：現金 1,000,000、普通預金 1,000,000、短期借入金 500,000（うち当座借越 100,000）

→現金同等物 1,900,000

資金の範囲は継続適用→変更時には注記が必要

② キャッシュフローと非資金取引（軽くみておこう）

・重要な非資金取引（翌期以降に C F に大きな影響を与える取引）は CF 計算書に注記

<新株予約権付社債の資本への転換>でイメージしよう

社債 100,000 / 資本金 110,000

新株予約権 10,000

<社債の元本と利息を減らす> + <配当金の増加> という将来への影響

③ 表示区分→CF＝営業CF＋投資CF＋財務CF

営業CFとは？

投資CFとは？

財務CFとは？

詳しくは10章で説明しますが、表示区分の判定方法は確認しておこう
「CF取引がどの活動とより強く関連しているか」で判定
例をみてみよう

＜商品販売後の手形割引＞→元は営業活動→営業CF

受取手形 100,000／売上 100,000

現金 99,000／受取手形 100,000

手形売却損 1,000

＜破産債権（売掛金）の回収＞→元は営業活動→営業CF

現金 100,000／償却債権取立益 100,000

＜固定資産購入の未払金支払＞→元は投資活動→投資CF

備品 100,000／未払金 100,000

未払金 100,000／現金 100,000

ただし、未払金の支払いが6か月以上とか、12回払いのように財務的要素が強い場合には財務CFになるケースもある

利息と配当の表示方法は2種類（継続適用）

	PL項目か否か	成果
受取利息	営業活動	投資活動の成果
受取配当	営業活動	投資活動の成果
支払利息	営業活動	財務活動の成果
支払配当	財務活動	財務活動の成果

フリーキャッシュフロー

→営業CF＋投資CF

・新規投資＋負債返済の原資になる

④ CFの総額表示と純額表示

★財務・投資CFは原則として総額表示（例外もあり）

有価証券・固定資産の取得と売却

新規借入と借入返済（但し、3 か月以内の借換えなどは純額も可）

※これを「期間が短く、かつ回転が速い項目」という

∴1 か月毎に 100,000 円借りて翌月に 100,000 円返済すると 1 年トータルでは
新規借入 1,200,000、借入金の返済 1,100,000 となり 100,000 円の資金需要という
事実が隠されて、結果として投資家に誤った判断をさせてしまうから

★営業CF

直接法は総額 But 間接法は総額ではない（純額ともいいにくいが・・・）

<マトメ>では練習問題を確認しよう

9.1 現金および現金同等物。たとえば・・・

9.2 資金の範囲には、「4か月以内の定期預金」を含むなど

9.3

	内容および理由
C F 計算書に含まれる取引	市場性ある有価証券の売却 給与の振込 資金の一部に現金を含む営業譲渡 社債の償還
C F 計算書には含まれない が注記すべき取引	新株予約権行使による社債元本↓株式発行（利息・配当） F リースによる資産の取得（返済および金利）
いずれにも含まれない取引	事業用土地の等価交換（何もかわらない） 手元現金の当座預金への預け入れ（何もかわらない）

9.4

(1)法人税は営業活動に含む

(2)○（回答は×だが??）

(3)○

(4)×（例外もある）

(5)×（一時的は営業活動の一環）

9.5

（財務）短期借入金の頻繁な借入と返済

（投資）短期貸付金の頻繁な貸付と返済

第 12 回：第 10 章（営業・投資・財務活動による C F の把握）

今日のテーマ

- ① 各 CF の意義
営業CFとは？
投資CFとは？
財務CFとは？
- ② 15 回の計算問題は確実に満点取れるように
- ③ リース・先物・消費税・外貨建は難しいので練習問題の 10.6(1)(2)のみ説明
- ④ 練習問題 10.1～10.5 をじっくり解説

① 各 CF の意義

★営業CFとは？

次の3つに分かれる

1. 営業損益計算対象の取引

(売上収入・仕入支出・人件費など経費支出)

営業活動による債権債務から生じるCF

2. (営業受取手形の割引) 財務CFに入れないのは比較可能性の観点

3. 投資・財務活動以外のCF

(損害賠償・保険金収入 etc)

直接法と間接法 (テキストの形式は押さえておこう)

直接法→営業活動によるCFが総額で把握できる

間接法→実務上手間がかからない、会計利益とCFの関係が明らかになる

★投資CFとは？

将来の利益獲得及び資金運用のためのCF

(どの程度投資しているか？過去の投資が中止されているか？が明らかになる)

営業譲渡・譲受は投資CFに含まれる (テキストの詳細はいいでしょう)

★財務CFとは？

営業活動・投資活動を維持するためにどの程度の資金が調達され返済されたかを示す

② 15 回の計算問題を解いてみよう

【第 4 問】 次の＜資料＞は、商品の仕入、売上に関連するものである。＜資料＞に記載した以外の項目は考慮しないものとして、下記の設問に答えなさい。(12 点)

＜資料＞

(単位：千円)

当期商品売上高	1,000
前期末売上債権残高	300
当期末売上債権残高	320
当期商品仕入高	800
前期末商品残高	140
当期末商品残高	160
前期末仕入債務残高	100
当期末仕入債務残高	80

- 問 1 税金等調整前当期純利益を計算しなさい。
- 問 2 商品売上収入を計算しなさい。
- 問 3 商品仕入支出を計算しなさい。
- 問 4 営業活動によるキャッシュ・フローを計算しなさい。

③ 表示区分の留意事項

★法人税にかかるCF

営業・投資・財務に区分するのは実務上困難なので主要な課税源泉である営業CFに表示する。

★利息・配当に係るCF

前回説明通り

★リース取引（練習問題 10.6）

元本→財務活動、利息→選択した表示方法

※利息相当額を区分計算していない場合は支払リース料総額を財務CFに

※オペレーティングリースは営業CF

※貸し手は本業なら営業CF、それ以外は投資CF

★先物契約等（練習問題 10.6）

リスクヘッジの場合→ヘッジ対象と同一区分（売上債権の為替予約は営業CF）

リスクヘッジ以外→投資CF

★消費税・外貨

かなり複雑なので割愛します（出題されても没問でしょう）

④ 練習問題を解説します

10.1 営業活動によるC Fの把握方法

→直接法と間接法の2種類がある。

直接法とは・・・長所、短所・・・

間接法とは・・・長所、短所・・・

日本では間接法が採用されているケースが多い

10.2 法人税等→営業活動によるC F 理由は・・・

利息・配当→P L面から、元の取引との関連から
継続適用を条件に選択制

10.3,4,5→ホワイトボードで解説します

第 13 回：第 11 章（個別財務諸表 1）B/S

★財務諸表のつながり（体系）

P/L で利益確定→S/S で利益剰余金確定→B/S 確定

P/L だけでは完成工事原価の内訳が把握できない→完成工事原価報告書

B/S だけではキャッシュの増減理由がわからない→C F 計算書

注記の必要性→重要な会計方針など

他では偶発債務などのオフバランス情報、重要な後発事象など

★企業会計原則との関連

「真実性の原則」により信頼性を担保する

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない

「明瞭性の原則」により容易な理解を助ける

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

貸借対照表

<連結環機能：動的貸借対照表>

投資家目線→収益費用A/P（適正な期間損益計算）

P/L 中心→B/S に収容される項目は未解決項目

たとえば費用をたてた結果の未解決項目として

（取得原価－減価償却費＝新取得原価→支出未費用：費用計算が主役）。

<財産状態表示機能：静的貸借対照表>

債権者（銀行目線）→換金価値（売価基準）もつものだけが資産

<財政状態表示機能：連結環機能が前提だが、それだけではない>

貸借対照表は、企業の財政状態（≡財産状態≡投資のポジション）を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

→貸借対照表完全性の原則（連結環だけではないよ）＋総額主義（相殺はダメヨ）

※重要性の原則による例外あり

これにより、<貸方の調達源泉と借方の運用形態>＝財政状態が把握できる

要は現在の貸借対照表は「連結環機能＋財産状態表示機能」である

<参考：テキスト外ですが・・・>

各資産の持つ意味を意識しておくにより理解が深まります。例えば次のようなイメージです。

資産	負債
売掛金（将来の回収可能性） （収益・未収入）	買掛金（将来の支払予定額） （費用・未支出）
有価証券（現在の時価） （支出・未収入）	前受金（過去の現金受入額） （収入・未収益）
有形固定資産（過去の取得原価） 将来 CF と現在売却価値 （支出・未費用）	退職給付債務（割引価値） （費用・未支出）

※未解決項目の意味→収益費用 A P から、あぶりだされた項目

※貨幣性資産と費用性資産

貨幣性資産：次のステップがお金になる資産→売掛金・受取手形など

費用性資産：次のステップが費用になる資産→固定資産・商品など

★貸借対照表に関する知識

報告式と勘定式

損益計算書は各段階の利益を確認する為には報告式が望ましく、貸借対照表は経営分析との関連から勘定式が理解しやすいとされています。財務諸表規則では報告式が採用されています。

表示科目と勘定科目

勘定科目→仕訳で用いる科目

表示科目→財務諸表規則・会社法施行規則・建設業法施行規則で決められている科目

企業間比較のため

流動性配列法と固定性配列法

一般的には短期の支払い能力を明らかにするのに優れている流動性配列法が採用されている（原則）が、固定資産の割合が高い設備産業（ガス・電力等）は長期的な資金の健全性を確認する固定性配列法が採用されている。

関西電力の有価証券報告書を EDINET で確認してみるといいでしょう

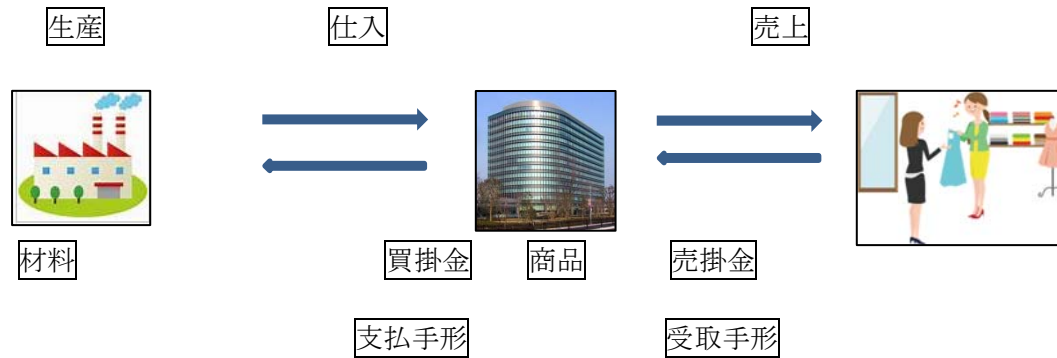
EDINET とは？

金融商品取引法上の開示文書に関する電子情報開示システムのことです。簡単にいうと、上場企業の有価証券報告書などの情報を簡単に検索・閲覧できるシステムのことです。

流動項目と固定項目の区分

正常営業循環基準と1年基準

正常な営業とは？



この流れの中で使用する貸借対照表科目は流動区分とされます

買掛金・支払手形・材料・商品・製品・売掛金・受取手形などですね

この循環にないものは、1年基準です。「貸借対照表日の翌日から起算して1年以内」に回収期限や支払期限のあるものは流動項目、超えるものは固定項目になります。

独立表示の要件

資産総額の1/100を超える項目は「その他流動資産」などに含めることはダメ

資産の区分は特徴的

資産は流動資産・固定資産、負債は流動負債・固定負債があります。でも資産には、もう一つありますね。そう、繰延資産です。

繰延資産を5つ言ってください（創立費・開業費・開発費・株式交付費・社債発行費）
繰延資産と他の資産の違いは？（換金価値がない）
繰延資産は概念フレームワークの資産の定義を満たすのか？（満たす）

<練習問題>

11.1

11.2

11.3

第 14 回：第 11 章（個別財務諸表 1）P/L・C/R・S/S・CF

今日のテーマ

- ① 損益計算書
 - 当期業績主義と包括主義
 - 報告式と勘定式
 - 総額主義
 - 完成工事原価報告書
- ② 株主資本等変動計算書
 - 会社法成立を機に新しく採用された
- ③ 個別注記表の注記事項
- ④ C F 計算書は最近説明したので割愛します

① 損益計算書

当期業績主義と包括主義

損益計算書原則 1→損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する収益とこれに対応するすべての費用を記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

＜経常利益→当期業績主義（企業の短期的収益力を示す）→経常的活動の成果

＜当期純利益→包括主義（企業の長期的収益力を示す）→株主資本の増加

報告式と勘定式

報告式→段階的利益計算→収益性の分析に資する

総額主義

相殺すると営業活動の規模が図れない（BSは企業規模）

例外→相殺しても投資者の意思決定に影響ないものもあります。例えば為替差損益や有価証券運用損益です。これは、為替による影響額、証券投資によって儲かったのかどうかを確認したいので、分けることが投資者の意思決定に資するとは考えにくいのですね。

完成工事原価報告書

材料費・労務費（うち労務外注費）・外注費・経費（うち人件費）

② 株主資本等変動計算書

会社法成立を機に新しく採用された

成立以前（配当は中間配当と総会時の配当の２回）

成立後（取締役会決議で何回でも行える）

→利害関係者にとっては、株主資本を経営者がどのように取り扱っているかは最大の関心事項といっても過言ではない。

よって、その動き（当期変動額）を理由（事由）とともに報告させることにした。

「等」とは、純資産の株主資本以外の項目→当期変動額は純額表示で良し、とした

③ 個別注記表の注記事項

各財務諸表の注記があるくらいのイメージで良いでしょう

<今日のマトメ>

練習問題を実施します

11.4

(1)区分表示→利益を段階的に表示することで企業活動の詳細が確認できる

(2)妥当

(3)経常利益→当期の企業活動の成果であり、短期的な成果をあらわす。

当期純利益→企業の長期的な成果であり、処分可能利益をあらわす。

11.5

<注意事項>

事業税（法人税、住民税、事業税）

受取配当金のかかわる源泉税→仮払い法人税を通じて法人税へ

得意先に対する貸付金関連→営業損益項目

原価差額→売上原価（原価計算学習の方はわかると思います）

11.6

B/S・P/Lでは確認できないキャッシュの流れを営業活動・投資活動・財務活動にわけること
で企業の状況をより詳細に把握するために必要

様式→直接法と間接法

11.7

<注意事項>

為替差益を伴う外貨建て貸付金の回収→元の取引が貸付→投資C F

米国通貨の円換算→元の取引が現金同等物そのもの→現金同等物に係る換算差額

関連会社株式の取得→B Sの投資欄→投資C F

11.8「明瞭表示の要件」

思いつくものを羅列すればよい

総額主義・報告式（段階的利益表示）・注記による補足 etc

11.9

現金主義は微妙→×にして軽微な金額であればOKだが多額な場合はNGでも可

11.10

継続企業の公準→期間利益の算定→当期の収益に対応する費用の算定

第 15 回：第 14 章外貨建取引、第 15 章リース取引

第 14 章外貨建取引

日本での財務諸表の開示は円貨のみ

海外企業と取引をした時、売掛金が 1,000 \$ で回収される予定、買掛金を 1,000 \$ 支払う予定の場合、どのタイミングの為替レートで換算すべきかを考えるのがテーマ

基本は、今のタイミングで銀行で両替したらどうなるのか？
変動相場と 固定相場の違い。この点を意識すれば大丈夫です。

将来の C I F ・ C O F があるもの（貨幣性資産・負債）は決算日レート
既に C I F ・ C O F が済んでいる者は取引時レート

これが基本

では、次の表の換算額を計算しましょう（決算日レート 100 円）

科目	\$ 価額	帳簿価額	換算額
現金	35 \$	4,200 円	
売掛金	120 \$	10,200 円	
前払金	50 \$	4,500 円	
備品	1,000 \$	100,000 円	
商品	500 \$	49,500 円	
買掛金	85 \$	8,670 円	
借入金	700 \$	72,100 円	
前受金	70 \$	7,280 円	

第一問で問われた場合のために、一応換算方法は示しておきます。余力のある方は押さえてください。言葉だけ書ければ合格点になるでしょう。

	内容	
流動・非流動法	流動項目→決算日レート 非流動項目→取得日レート	棚卸資産を決算日で評価するのは実現原則との兼ね合いで問題
貨幣・非貨幣法	貨幣項目→決算日レート 非貨幣項目→取得日レート	合理性はある。本店での処理で使われる。 減損等の時に時価使うが、それを取得日レート使うと少し問題あり
テンポラル法	原価評価→取得日レート 時価評価→決算日レート	最も合理的といわれている 在外支店の換算で使われる
決算日レート法	すべて決算日レート	在外子会社の換算で利用されている

先の表で換算差額が出てくるものがあります。これは為替差損益で処理をすることになります。ここまで押さえておけばOKです

あと1点、この言葉も押さえておきましょう

＜直物相場：当日の為替レートというイメージです（実際には2営業日以内）

＜先物相場：為替変動のリスクを回避するために将来の決済レートを予約する際の相場

ところで、外貨建て取引に関しては理論での出題は薄いと思われます。理由は、考える問題が作りにくいということです。

1.一取引基準と二取引基準

一取引基準→外貨建取引と決済取引を一連の取引とみなして会計処理を行う方法

二取引基準→外貨建取引と決済取引を別の取引とみなして会計処理を行う方法

現在、我が国では二取引基準が採用されています。理由は決算マタギの場合に、仕入金額等が確定できないからです。

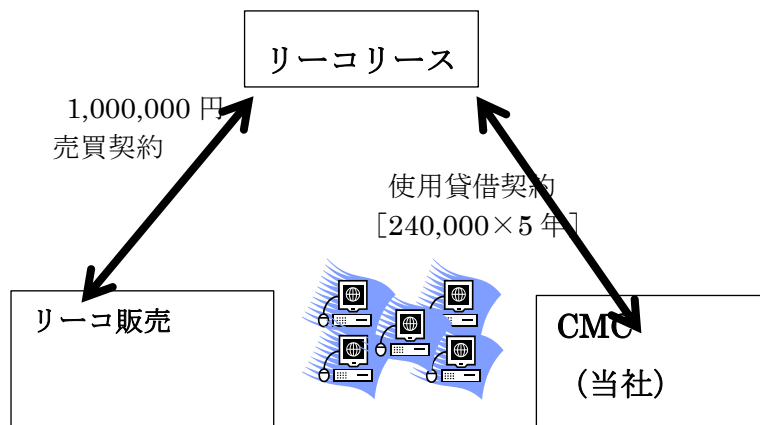
	一取引基準	二取引基準
概念	一連の取引	別の取引
仕入（売上）割引	仕入（売上）の控除項目	営業外収益

では、藤沢が設例 14.1 を解説します。

第 15 章リース会計

引き続きリースの論点です。

<リース取引はクレジットと同じ！3者間契約>



- ① ファイナンスリースとオペレーティングリース
(金融取引) (レンタル取引⇔通常は短期)

ファイナンスリース→解約不能&フルペイアウトの2要件

※フルペイアウト→収益も費用も自社に帰属
ならば売買契約と同じ→会計処理は固定資産の割賦
購入に準ずる。従って、下記のような仕訳になる

備品／未払金	→	リース資産	／	リース債務
		減価償却の論点		支払利息の論点

- ② オペレーティングリース（レンタル的なイメージ）簡単です
基準での定義→ファイナンスリース以外のリース取引

<例>21,600 円のリース料金を支払った。なお、当社は仕訳の都度消費税を計上している。

支払リース料 20,000／現預金 21,600
仮払消費税 1,600

※B S では注記で未経過リース料を要求している（理論対策）

<ファイナンスリースの判定基準>言葉は書けるようにしよう

①ノンキャンセラブル（解約不可条項）

AND

② フルペイアウト（全部もらうが全部払う） ※コンビニのコピー機をイメージしよう

フルペイアウトの判定は実務上大変

∴解約不可を前提として現在価値基準と経済的耐用年数基準がある

現在価値基準→リース料総額の現在価値 $\geq$ 見積現金購入価額の概ね 90%

Or

経済的耐用年数基準→リース期間 $\geq$ 経済的耐用年数の概ね 75%（4年と3年）

上記2基準を利用して、ファイナンスリースではなくオペレーティングリース扱いにして、経営分析指標を高めることができます。会計基準策定で厳しくなったようですが、興味ある話ですね。
また、中小企業オーナーが航空機リースで節税という話もよく聞きます。
リースにはいろいろな論点があるようです。

3. ファイナンスリースの種類

	条件など	減価償却
所有権移転	所有権移転条項付き 割安購入選択権（行使確実） 特別目的のためだけの使用	自己所有と同じ
所有権移転外	（期間終了後に返却）	リース期間（残存 0） 試験ではほとんど定額法



売買（購入時に所有権移転）

リース

（最後に所有権移転）

会計処理はマトメのところで練習問題を使用します

<マトメ>

練習問題

14.1 (P74 を参考にしてください)

14.2

藤沢が解説します

15.1 ファイナンスリース（所有権移転と所有権移転外）
オペレーティングリース

15.2 藤沢が解説します

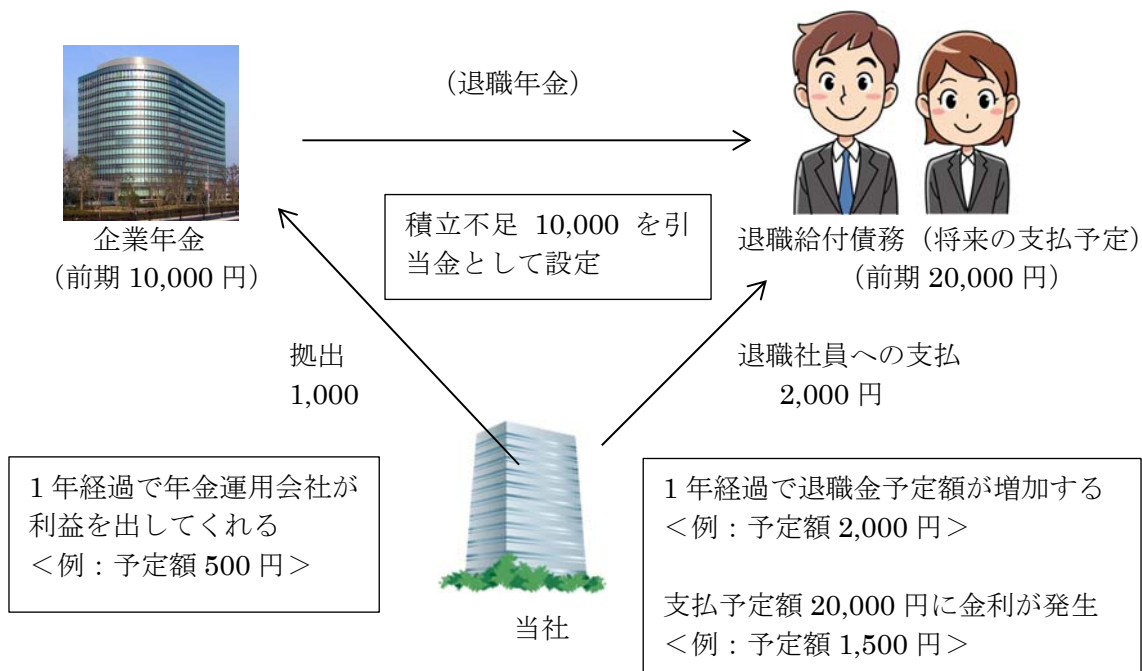
第 16 回：第 16 章退職給付

<制度のイメージ>

年金基金に積み立て（10,000）

従業員に 15,000 円払うかも

当社は積立不足を 5,000 だよ（積立不足を引当金で処理する）



では言葉の意味を確認しよう

退職給付債務→退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を「安全性の高い債権の利回り」で割り引いて計算する。
上記では、20,000 円

年金資産→企業年金制度に基づき退職給付に充てる為に積み立てられた資産
上記では、10,000 円

勤務費用→一期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいい、割引計算により測定される（退職給付債務を増加させる要因）上記では 2,000 円

利息費用→割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう（退職給付債務を増加させる要因）
上記では 1,500 円

期待運用収益→年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益をいう。
年金資産の公正な評価額を計算する際に用いられる実際運用収益とは異なる
（年金資産を増加させる要因）上記では 500 円

数理計算上の差異→年金資産の期待と実際の差異、退職給付債務の見積数値と実際の差異など

未認識数理計算上の差異→数理計算上の差異のうち、費用処理されていないもの

過去勤務費用→退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増減部分をいう

退職給付引当金→退職給付債務（実際額）－年金資産（実際額）
前期の段階では 10,000 円

★個別財務諸表での処理

1 年経過後の実際額は、＜退職給付債務 22,000 円＞＜年金資産 11,200 円＞とする

- ① 拠出 →退職給付引当金 1,000／現金 1,000
- ② 退職金支払→退職給付引当金 2,000／現金 2,000
- ③ 引当金設定→退職給付費用 3,000／退職給付引当金 3,000

この段階での帳簿と実際

	帳簿	実際	差異
退職給付債務	$20,000 - 2,000 + 3,500$ $= 21,500$	22,000	不利差異→費用発生 500
年金資産	$10,000 + 1,000 + 500$ $= 11,500$	11,200	不利差異→費用発生 300

年金資産		退職給付債務	
前期繰越 10,000	11,500	支払 2,000	前期繰越 20,000
拠出 1,000		21,500	
予定 500			
			勤務費用 2,000
			利息費用 1,500

退職給付引当金（科目の流れから）→ $10,000 + 3,000 - 1,000 - 2,000 = 10,000$

退職給付引当金（実際の数値から）→ $22,000 - 10,200 = 10,800$

この差額は本来費用処理すべき→企業に配慮（翌年以降に配分）

＜例＞10 年で配分

退職給付費用 80／退職給付引当金 80

★連結財務諸表での処理

基本的には、企業への配慮をなくす

前期の退職給付に係る負債→10,000 円

当期の退職給付に係る負債→10,800 円

当期末の B/S 上の負債が連結上は 800 円増加
結果として純資産は 800 円減少

★比較

<個別>

P / L

退職給付費用 3,000

B / S

退職給付引当金 10,000

<連結>

P / L

退職給付費用 3,000

B / S

退職給付に係る負債 10,800
退職給付に係る調整 累計額 △800

結局、連結では負債を早期に認識して開示しなさいということ

<簡便法>従業員数 300 人未満の処理

計算の仕方を確認したほうが理論で出題されても対応できる

★退職給付総額、割引率の設定、予想残存勤務期間の設定などは中小企業には負担が大きい。そこで中小企業では、「退職給付に係る期末自己都合要支給額を基に一定割合を退職給付引当金として計上することが認められている。これは理士試験で確認しよう

<第 66 回：改題>

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が 300 人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。なお、残高試算表の退職給付引当金勘定（110,900 円）は前期末残高であり、退職給付費用に係る処理が未了である。

（単位：千円）

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
当期末	80,260	90,810	45,170
前期末	69,170	76,250	34,520

※当期における退職一時金の支給額は 3,140 千円、退職年金への拠出金は 9,210 千円であり、いずれも仮払金に計上している。

<未処理事項>

退職給付引当金 12,350／仮払金 12,350

この結果退職給付引当金は 98,550 円になる

<決算処理> $(80,260 + 90,810 - 45,170 =) 125,900 - 98,550 = 27,350$

退職給付費用 27,350／退職給付引当金 27,350

<マトメ>

16.1

退職給付債務→将来支払うべき退職給付債務の期末時点での割引現在価値

過去勤務費用→退職給付規定の改定などで退職給付債務が増加した場合の増加分

数理計算上の差異→期待運用収益や勤務費用・利息費用の見積額と実際額の差額であり、個別財務諸表では適当な期間で費用処理するが、連結財務諸表では包括利益で即時計上する

16.2 は藤沢が解説します

第 17 回：第 17 章 税効果会計

15 回→理論（税効果会計の意義）（将来減産一時差異の説明・棚卸資産を例に）

24 回

〔第 2 問〕 次の文中の の中に入れるべき最も適当な用語を下記の＜用語群＞の中から選び、その記号（ア～タ）を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。（14 点）

企業の法人税等の額は、企業会計上の確定した決算における当期純利益を基礎として計算されるが、これを 主義という。しかし、企業会計と課税所得計算とはその目的を異にするため、収益（益金）・費用（損金）の認識時点や資産・負債の額に違いが生じるのが普通である。税効果会計とは、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等とを合理的に対応させることを目的とする会計である。このような税効果会計の方法には、理論上、 法と 法とがある。

法は、当期の損益計算において、税引前当期純利益に比例した合理的な法人税等費用額を計上することを目指す。会計上の収益・費用の額と税務上の益金・損金の額との差額のうち、損益の期間帰属の相違によるものを 差異というが、この差異により繰延税金が資産または負債として貸借対照表に計上される。

会計上の資産・負債額と税務上の資産・負債の額との差額を 差異という。この差異のほとんどは 差異によるものであるが、それ以外にも生じるとされる。 法は、このような 差異を考慮して、法人税等を適切に期間配分することにより、各期に合理的な法人税等調整額を計上することを目指す。 法では、法人税等について税率変更があった場合、繰延税金の額を修正 。

＜用語群＞

ア 資産負債	イ 当期業績	ウ 純資産	エ 企業決算
オ 見越	カ 包括	キ 期間	ク 収益費用
コ 繰延	サ 確定決算	シ 認識	ス 一時
セ 帰属	ソ する	タ しない	

リアルタイムの人はさすがに 25 回の出目は薄いでしょう。
でも計算対策はしっかりやっておきましょう。

＜テーマ＞

- ① 会計上の利益と税法上の所得
- ② 将来減算一時差異
- ③ 将来加算一時差異
- ④ 資産負債法と繰延法
- ⑤ 財務諸表の表示

①会計上の利益と税法上の所得

＜全経法人税法 3 級より抜粋＞

全経上級学習なら法人税法も少し押さえておきましょう。

★会計と税務の違い

180,000 円の備品を購入した。当社の過去の経験では 2 年で使い切るが、税法では 3 年の耐用年数だった。税率は 30%である。

【会計】

売 上	100,000
減価償却費	90,000
利益	10,000
法人税	12,000
当期純利益	△2,000

【法人税法】

売 上	100,000
減価償却費	60,000
所得	40,000
法人税	12,000

※税法と会計では、費用と損金の認識にズレがあるのです

このケースの減価償却費超過額を（一時差異といいます）

ではこの会社の 3 年間をおいかけてみましょう。

これは日商 2 級の講座からの抜粋です。会話形式ですが、少しお付き合いください

＜例＞

佃煮タクシーでは 180,000 円で車両（残存価額 0 法定耐用年数 3 年）を購入した。徹夜の仕事も辞さない覚悟で 2 年で乗りつぶす予定であった。

だがしかし、佃煮の愛車精神のおかげで酷使にもかかわらず 3 年間もったのである。ちなみに、売上は毎年 100,000 円だった。実効税率は 30%である。

	1 期	2 期	3 期	合計
売上	100,000	100,000	100,000	300,000
減価償却費(会計)	90,000	90,000		180,000
税引前利益	10,000	10,000	100,000	120,000
税金	12,000	12,000	12,000	36,000
当期純利益	△2,000	△2,000	88,000	84,000
(参考)				
減価償却費(税法)	60,000	60,000	60,000	180,000
所得	40,000	40,000	40,000	120,000

佃煮タクシーでは 2 年で乗りつぶす予定だったので減価償却費は 2 年間で 90,000 円ずつ。でも税法は 3 年での償却をベースに計算しなければならなかった。最初の 2 年間は損金不算入額が各 30,000 円ずつあったわけだ。

しかし 3 年目は逆に損金算入額は 60,000 円あるのでチャラですね。なので、合計をみると、税引前利益と税金の関係が 30%になっていますね。でも各期の利益と法人税は対応していません。その対応関係を図るのが税効果会計です。具体的に仕訳を確認しましょう。

★1 期・2 期は税金の前払いと考え次のような仕訳を考えます

<繰延税金資産 9,000／法人税調整額 9,000>

イメージは法人税をマイナス調整するので貸方に 9,000 円。相手科目は借方なので資産です。これで税引き前利益 10,000 円に対する法人税は 3,000 円になり対応します。

3 期目はどうなりますか？

法人税調整額 18,000／繰延税金資産 18,000 ですね

今度は法人税をプラス調整するので借方に 18,000 円です。こんな感じです。表を作り直してみましょう。

	1 期	2 期	3 期	合計
売上	100,000	100,000	100,000	300,000
減価償却費(会計)	90,000	90,000		180,000
税引前利益	10,000	10,000	100,000	120,000
法人税	12,000	12,000	12,000	36,000
法人税調整額	△9,000	△9,000	18,000	0
当期純利益	7,000	7,000	70,000	84,000

佃煮：「そういうことか。でも試験対策としてはこんな表は作っておれん。要は減価償却超過や貸倒引当金超過などがあつたら、税金の前払いになるので『繰延税金資産／法人税調整額』、そして解消する年は逆仕訳になるということだな」

そういうことです。佃煮さん！

②将来減算一時差異

「将来（差異の解消時）、課税所得を減らす一時の差異」

（将来の税金を軽減する＜将来損金算入される＞差異と考えた方がわかりやすいかもしれません）

P 89 の上の図を確認してみましょう



部分は 「利益 100,000 が所得 40,000」 に減算されたことを表しています

将来減算一時差異をテキストの内容で確認しましょう

1. X1 年 商品評価損 100 円 損金不算入なので課税計算上自己否認（加算）した
 2. X2 年 処分（売却）され、全額損金算入
- ※税率は 40%

<1 期イメージ>

原価 500 円で 2 個仕入、1 個が 1,600 円で売れたが、期末在庫の評価は 400 円だった

<2 期イメージ>

繰越在庫が 1,400 円で売れた

	1 期	2 期	合計
売上	1,600	1,400	3,000
売上原価	500	400	900
商品評価損(会計)	100		100
税引前利益	1,000	1,000	2,000
税金	440	360	800
当期純利益	560	640	1,200
商品評価損(税法)	—	100	100
所得	1,100	900	2,000

<1 期目>

将来減算一時差異 100 円

繰延税金資産 40／法人税調整額 40

<2 期目>

一時差異の解消

法人税調整額 40／繰延税金資産 40

	1 期	2 期	合計
売上	1,600	1,400	3,000
売上原価	500	400	900
商品評価損	100		100
税引前利益	1,000	1,000	2,000
法人税	440	360	800
法人税調整額	△40	40	
当期純利益	600	600	1,200

これは、「将来（差異の解消時）、課税所得を増加させる一時の差異」です
要は、課税を繰り延べているケースが代表例です。
試験では「有価証券評価差額金」の税効果以外は、ほとんどが将来減算一時差異です。
難易度の高い論点で、圧縮記帳もありますが・・・これは建設業経理士では出ないでしょう

佃煮：「ところで、以前に取得価額 1,000 円のその他有価証券が期末に 1,200 円の時価になっていた場合として、こんな話があったぞ」

ユウカ：「すごい記憶力ね・・その他有価証券の時価評価は損益計算書に載せないという話だったわね」

佃煮：「この時の本当の仕訳は、確かこうだったな」

ユウカ：「そうね。売却したという仮定で純資産を増やすけど、実際に売却して利益出たら税金が控除されるから、その分を先に考慮しておこうということね」

佃煮：「うーん、難しいな。何となくわかるけど……。このときは法人税調整額という科目はいらないのか？」

ユウカ：「仕訳を分解して考えてみましょうか」

※将来の利益から将来の税金に振替

91

ら？」

佃煮：「この仕訳は全部貸借対照表の科目だから、損益計算書には転記されないな。あっそうか、税引前利益と法人税の関係に影響しないんだな」

ユウカ：「そうね。だから損益計算書の法人税を調整する必要がないの。」

佃煮：「なるほど、だから法人税調整額が出てこないんだな」

ユウカ：「でも、その他有価証券の評価替えは翌期首に洗い替えが必要だったので、この場合の翌期首の仕訳はこのようになるわ」

その他有価証券評価差額金 140／その他有価証券 200

繰延税金負債 60

佃煮：「なるほど、これで完璧だな」

いかがでしょうか？

④ 資産負債法と繰延法

税効果会計は一言でいうと、税引前利益と税金費用を対応させる（期間配分）とともに将来の税金支出に対する影響額をBSに表示する会計処理のことです。

会計基準にはこのように記載されています

「税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。」

さきほどの例を考えるとこの意味わかって頂けますよね。

なぜ「収益又は費用」ではなく「資産又は負債」なのでしょう。これは2級でも学んだ「その他有価証券」の時価評価の場合にも税効果会計を適用するからなのですね。

さらに、概念フレームワークでは資産負債アプローチが採用されており、資産は「CF生成能力」と定義されていました。そこで、資産と負債の差額に差異解消時の税率を乗じる事で、将来の税金支出への影響額を貸借対照表に表示させることにしたのです。

収益費用APでは繰延法という概念があります。現行の日本の基準では採用されていないので、簡単に資産負債法との違いのみ記しておきます。

	資産負債法	繰延法
意義	利益と費用の関係に注目 資産と負債の差にも注目	利益と費用の関係に注目
差異の名称	一時差異 資産と負債の相違	期間差異 収益費用と益金損金の相違
適用税率	解消時の税率 将来の影響額を考慮	現行の税率
税率変更時	再計算	再計算しない
その他有価証券	対象	対象外

⑤ 財務諸表の表示

くどいようですが、ここでも日商2級から引用です

リカ：「ごめん、遅くなったわ」

佃煮：「最近、忙しそうだな。俺は税効果会計を征服したぜ！」

リカ：「本当、どんな内容？」

佃煮：「かくかく、しかじかだ」

リカ：「すごいわね。じゃあ、私から質問よ。繰延税金資産と繰延税金負債は貸借対照表のどの分類になるかわかる？」

佃煮：「そんなの資産と負債に決まっているだろう。バカにするなよ」

リカ：「そうじゃなくて・・・資産や負債には分類があったでしょう」
 佃煮：「流動とか固定か？」
 リカ：「そうそう」
 佃煮：「そんな細かいことは気にしないのが俺の主義だ」
 リカ：「いつもモノヅクリは細部にこだわるのが大事だと言ってるのに」
 佃煮：「うっ・・・」
 ユウカ：「痛いところをつかれた時の佃煮さんの反応が出たわね」
 リカ：「そうそう、いつもこんな感じ」
 佃煮：「ごちゃごちゃ言わずに答えをいえよ」
 リカ：「最近会計基準がかわったので試験に出るかもよ。繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して表示するの。例えば繰延税金資産が 1,000 で繰延税金負債が 600 だったら繰延税金資産に 400 円として表示すればいいのよ。表示する場所は、繰延税金資産の場合は投資その他の資産、繰延税金負債は固定負債に表示するの。」
 佃煮：「難しいな、表にしてくれよ」
 リカ：「はいはい、こうよ」

Chapter2 の復習も兼ねます

貸借対照表（B／S）

<資産の部>	<負債の部>
流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延税金資産 繰延資産	流動負債 固定負債 繰延税金負債 株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 評価換算差額 その他有価証券評価差額金

決算整理前試算表抜粋

繰延税金資産 1,000	繰延税金負債 600
--------------	------------

の場合、B／Sでは繰延税金資産が 400 円となります。
 このとき、繰延税金負債は表示されません。
 もちろん、逆の場合もあります。

<マトメ>

17.1

<資産負債法>企業会計上の資産負債と課税計算上の資産負債の差額を調整して、将来の税金支払いへの影響額をB Sに反映するとともに、企業会計上の利益と税金費用を対応させることを目的としている

<一時差異>

企業会計上の資産負債と課税計算上の資産負債の差額が将来解消する差異の事である。例えば当期の減価償却超過額はいずれは解消する一時的なズレである。このような際の事で、他には貸倒引当金超過額、商品評価損の計上などがある。

17.3 これは藤沢が解説します

第 18 回：第 18 章 デリバティブ取引とヘッジ会計

理論は正誤問題（それも 8 問中 1 問という感じ）以外はほとんど出ていない

計算では 20 回で、配点 14 点の問題が出ました。当時は驚いた方も多かったようですが、冷静に対応すれば 8 点くらいは取れる問題です。

理論は出しにくいと思いますが、絞って学習しましょう。
キーワード主義で良いと思います。

計算は第 5 問では毎回 1 論点は出ますが、簡単な問題ばかりです。
パターン化できます。確実に得点できるようにしましょう。

- ① デリバティブとは
金融派生商品
(理系出身の金融マンが考えた、金融取引商品・・・要はバクチ商品)
- ② 会計基準の取り扱い
デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。

- ③ 先物取引とは(市場取引)
「将来一定の金額で株を購入する約束」などを商品にした
株が上がりそうならその「約束の商品」の価値はあがりますね。
例えば 6 か月後に 1,000 円で購入する約束をし、決算時に思惑以上に上がりそうならその価値はあがります。これを時価評価するのです。

先物取引差金 100 / 先物損益 100

- ④ 先渡取引とは
先物取引の 1 対 1 の契約(通常は銀行との契約)
代表例は為替予約

- ⑤ オプション取引とは
「将来一定の金額で株を購入する権利」などを商品にした
株が上がりそうならその「約束の商品」の価値はあがりますね。
例えば「6 か月後に株を 1,000 円で購入する権利」を購入し、決算時に思惑以上に上がりそうならその価値はあがります。これを時価評価するのです。

買建オプション 100 / オプション差損益 100

- ⑥ スワップ取引とは
固定金利(2%)で 100,000 円借り入れる方が得と思ったけど変動金利で契約するように A 銀行に押し切られたケース。A 銀行は金利が上がると考えているわけです。
別の銀行との間で変動金利と固定金利(2%)を交換(スワップ)する契約をした。この銀行は金利は下がると思っていたんでしょうね。

この金利差額に時価がつくんですね。決算時の市場金利の動向で時価はかわります。

金利スワップ 100 / 金利スワップ差損益

⑦ ヘッジ会計とは

リスク（危険）をヘッジ（回避）するためにデリバティブ商品（先物）を購入する

その他有価証券（社債）を 9,700 円で購入

今後下がりそうなムード

3 か月後に 9,500 円で売る約束を行う。

1 か月経過後の決算時に時価が 9,300 円になっていたが、先物の時価も 9,200 円になっていた

その他有価証券評価差額金 400／その他有価証券 400

先物取引差金 300／先物差損益 300

リスクヘッジの対象が損益認識していないのに、リスクヘッジの手段で損益認識はおかしい

∴先物差損益を繰り延べる

先物取引差金 300／繰延ヘッジ損益 300

税効果を考慮すると（例：30%）

先物取引差金 300／繰延ヘッジ損益 210

繰延税金負債 90

記述式ならこう書こう

「デリバティブ取引は原則として期末に時価評価するが、その取引が例えば有価証券の時価変動リスクをヘッジする取引の場合は、有価証券の時価差額を損益認識しない場合にデリバティブ損益も次期以降に繰り延べる処理を行う。ただし、部分純資産直入法適用時の差損発生時はヘッジ取引のデリバティブ取引も時価評価することができる。要はヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識を同一タイミングにするということである」

では、藤沢が過去問を解説します。

<資料>

A社発行の固定利付社債を¥10,000で購入し、これをその他有価証券に区分した。購入と同時に、当該社債の金利変動による価格変動リスクをヘッジするため、固定支払・変動受取の金利スワップ契約を締結した。その後、市場利子率が上昇し、期末時点のA社社債の時価は¥9,910、金利スワップの時価は¥100となった。なお、金利スワップ契約の締結にかかる手数料はゼロとする。また、繰延ヘッジ、時価ヘッジともに、法定実効税率を40%として税効果会計を適用する。

問1 繰延ヘッジで会計処理した場合の決算時の仕訳を、社債に係る仕訳と金利スワップに係る仕訳に分けて示しなさい。

問2 時価ヘッジで会計処理した場合の決算時の仕訳を、社債に係る仕訳と金利スワップに係る仕訳に分けて示しなさい。

<勘定科目群>

ア 金利スワップ	イ その他有価証券	ウ 繰延税金資産	エ 繰延税金負債
オ 有価証券評価損益	カ 法人税等調整額	キ スワップ評価損益	ク その他有価証券評価差額金
コ 繰延ヘッジ損益			

第 19 回. 減損会計

1 問 19 回、22 回

2 問 12 回、14 回

【第 1 問】 固定資産の減損会計に関する以下の問いに答えなさい。各設問とも指定した字数以内で記入すること。

問 1 固定資産の減損および減損処理の意味について述べなさい。(200 字以内)

問 2 減損損失の測定について述べなさい。(300 字以内)

【第 1 問】 固定資産の減損に関する以下の問に解答しなさい。各設問とも指定した字数以内で記入すること。

問 1 どのような場合に減損損失を認識するかについて説明しなさい。(300 字以内)

問 2 減損処理後の会計処理を説明しなさい。(200 字以内)

理論の論点は比較的出題されています。今後也要注意！

11 回 4 問の計算（12 点）でも出題されています。

22 回以降は 5 問でも毎回出題されています。

計算論点もやはり要注意ですね。

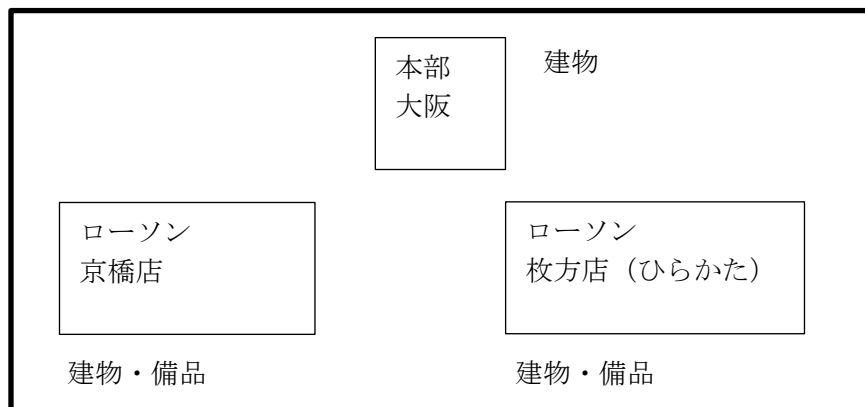
いずれにしても内容は比較的簡単なので、得点源にしてください。

<論点>

1. 減損損失の必要性
2. 減損および減損処理の意味
3. 減損の認識
 - ① 兆候
 - ② 認識
4. 減損損失の測定
5. 減損処理後の会計処理
6. 財務諸表における表示

今日は減損会計について説明します。また I F R S と日本基準で大きな相違があるので、各試験で問われやすい論点がたっぷりあります。以前に中小企業診断士の会合があったときに公認会計士と同じグループになったことがあります。その時に減損会計のことが話題になったときに、「横山さん、減損会計はコンビニのオーナーをイメージするとわかりやすいよ」との話がありました。

今日は、皆さん（藤沢社長としましょう）にローソンのオーナーになって頂き、減損会計を理解してもらいましょう。



このイメージで進めたいと思います。では、はじめましょう。

1. 減損会計の必要性

理論全体で言えることだけれど、必要性や意義を問われたら「それがなければ、どうなる」の視点で考えると解答のヒントになることが多いです

減損がなければどうなる？と考えてみよう。

有形固定資産の場合は、「取得価額－減価償却累計額」が資産価値として表示され、例えば既にその価値が 100 万しかないのにもかかわらず帳簿価額が 1,000 万になると、投資家にとって有用な資料にならない。

こんな感じで解答を組み立てればよいと思います。

あとは、最近の会計基準のテーマとして「国際的調和」この言葉もキーワードとして使えば加点要素になります。

2. 減損および減損処理の意味

減損	収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態
減損処理	上記の場合に、回収可能性を反映させるように帳簿価額を回収可能額まで減額する会計処理

※ 収益性の低下で帳簿価額を減額→棚卸資産の簿価切り下げと同じ

将来に損失を繰り延べない処理

- 物理的な滅失を帳簿価額に反映→臨時損失
- 耐用年数・残存価額が不合理になった場合の一時的な修正

いずれも収益性の低下が原因ではない

※他の基準で減損の規定がある物（投資有価証券・関係会社株式・ソフトウェア etc）は範囲外（試験的には土地・建物）

3. 減損の認識

兆候→認識→測定（ここで会計処理が必要）

実務上の負担を考慮して、減損の兆候があった場合に、次のステップに進むとした

① 兆候

その資産を使用しているグループ（部門）で営業利益・営業CFの継続的なマイナス
その資産を使用している部門の経営環境（外部環境）の悪化
その資産を使用している部門の製品価格の著しい減少

② 認識

割引前CFと帳簿価額の比較
収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態

③ 減損損失の測定

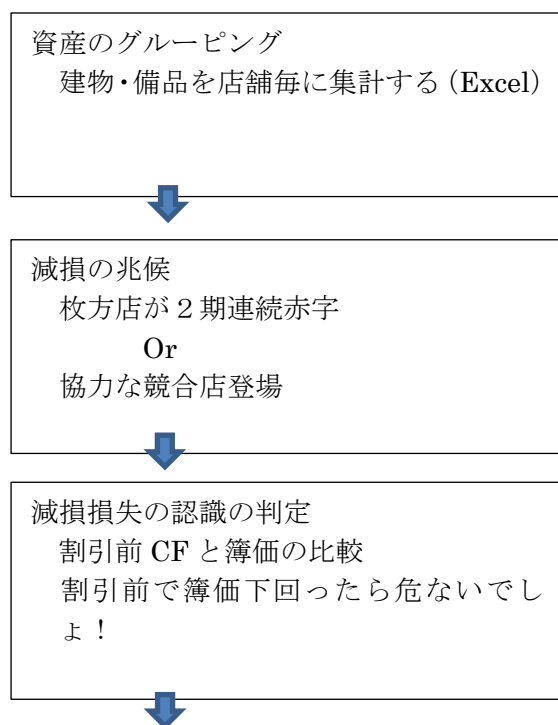
回収可能性を反映させるように帳簿価額を回収可能額まで減額し、減少額を減損損失とする

回収可能価額→経営者は使用を続けて回収を図るか、市場で売却して回収を図るかの合理的判断をする

使用価値→将来CFの割引現在価値

売却価値→正味売却価額（＜売却見込価格＝時間＞－処分費用見込額）

<減損会計の流れ（プロセス）>を整理しておきましょう



回収可能金額の算定
割引後 or 正味売却価額の高い方

減損損失の測定
帳簿価額を減額

4. 減損処理後の会計処理

減損損失の戻し入れ→行わない

∴相当程度確実な場合に減損を行っている、事務負担も重い

減価償却→通常通り行う（毎期計画的・規則的）

5. 財務諸表における表示

原則→減損処理後の金額を表示（直接控除法）

例外→取得原価から減損損失累計額をマイナスして表示（間接控除方式）

※減価償却累計額と減損損失累計額を合算表示も可能

では、最後にストーリー形式で紹介しておきます。これを読んでイメージして頂ければ理論対策になると思います。

（１）減損の兆候について

将来C Fを見積もるのは大変です。店長から「そんなの無理だ」とクレームがきそうです。そこで、まず将来C F見積もる前に、兆候があるかを探すのです（会計士判断）

- ①損益やC Fの継続的なマイナス（営業利益の２期連続のマイナス）
- ②回収可能価額を著しく低下させる使用方法や範囲の変更
- ③経営環境の悪化（近くに 24 時間営業のサンディやセブンがきた）
- ④資産グループの市場価格（時価）の下落

枚方店の店舗の向かいに何と「サンディ+ダイソー」のショッピングセンターができた



（２）減損損失の認識と測定

① 減損損失の認識

藤沢「横山店長！松坂店長！３年間の予想ＣＦを出すように。」

横山・松坂「忙しいのに無理です！」

藤沢「ダメだ！１週間以内に出せ！」

弥生販売とＰＯＳの集計データとＥＸＣＥＬで格闘！

１週間後に結果が出ました。



	建物簿価	備品簿価	１年後ＣＦ	２年後ＣＦ	３年後ＣＦ
京橋店	10,000	5,000	7,000	6,000	6,000
枚方店	8,000	3,000	4,000	3,000	2,000

藤沢「どうだった？」

横山「大丈夫そうです」

松坂「厳しいです」

藤沢「会計士に相談しよう」



会計士からは、「５％での割引後のＣＦと、枚方店の店舗を売却した価額の算定を鑑定士に頼んでください」

割引前ＣＦにしたのは、できるだけ減損が出ないようにするための基準委員会の親心と言われています。ＩＦＲＳは割引後で減損テストを実施しています。日本の基準が甘いと言われる所以です。

② 減損損失の測定

枚方店では、帳簿価額の回収を見込める将来C Fが望めない事がわかりました。藤沢社長は会計士からは減損損失を出すしかないといわれました。鑑定士からの結果も出ました。

今売った場合の価額→9,000

3年後に売却した場合の金額→2,000

割引価値＝4,000→3,000→2,000＋2,000　これを10%で割り引きしょう
9,120

「経営者の意思決定は合理的である」と言われています。ここでは3年間使用した場合を想定して、減損損失を計上することになりました。

減損損失（11,000－9,120）＝1,880

会計処理なので相手科目が必要ですね。

建物と備品です8：3で配分しましょう。1,367と513ですね

減損損失 1,880／建物 1,367

備品 513

<マトメ>

【第2問】 次の文の の中に入れるべき最も適当な用語を下記の＜用語群＞の中から選び、その記号（ア～ネ）を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。（14点）

1 がある資産または資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定は、その資産または資産グループから得られる 2 将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行う。減損損失を認識すべきと判定された資産または資産グループについては、帳簿価額を 3 まで減額し、当該減額分を減損損失として、損益計算書上、原則として、 4 とする。企業は、資産または資産グループに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、 3 は、 5 と 6 のいずれか 7 ほうの金額となる。

<用語群>

ア 市場価格	イ 営業外費用	ウ 割引後の	エ 時価の下落
オ 使用価値	カ 営業活動による	キ 一般管理費	ク 減損損失累計額
コ 残存価額	サ 低い	シ 高い	ス 回収可能価額
セ 除却の予定	ソ 割引前の	タ 正味売却価額	チ リスク調整後の
ト 特別損失	ナ 再調達原価	ニ 工事損失	ネ 減損の兆候

【第2問】 次の文の の中に入れるべき最も適当な用語を下記の＜用語群＞の中から選び、その記号（ア～ハ）を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。（14点）

固定資産の 1 とは、資産の 2 の低下により 3 の回収が見込めなくなった状態である。
 1 処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で 4 を反映させるように 5 を減額する会計処理である。
 固定資産の 1 処理と似たものに 6 がある。 6 とは、減価償却計算に適用されている 7 の短縮や 8 の修正に基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正である。しかし、「会計上の 9 及び 10 の訂正に関する会計基準」の公表により、これらは会計上の見積りの 9 と考えられるため、 11 は行わず、 12 会計処理を行うことになった。

<用語群>

ア 開示	イ 耐用年数	ウ 遡及適用	エ 臨時損失
オ 変更	カ 早期適用	キ 減失	ク 臨時償却
コ 減価償却費	サ 将来にわたり	シ 減損	ス 生産能力
セ 消費パターン	ソ 残存価額	タ 過去にさかのぼり	チ 回収可能性
ト 加速償却	ナ 帳簿価額	ニ 収益性	ネ 取得原価
ノ 誤謬	ハ 投資額		

練習問題

19.1

(1)固定資産の減損および減損処理

減損⇒ 収益性の低下⇒投資額の回収が見込めない状態

(2)減損の兆候

認識以降の作業には事務負担が大きいのので、まず兆候の有無を判定基準とした。

具体的には営業利益・営業C Fの継続的なマイナス、経営環境の悪化

兆候があれば、認識→測定とすすむ

(3)資産の回収可能価額

使用価値と売却価値で比較する

19.2、19.3 は藤沢が解説します

第 20 回. 会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計

第 24 回で理論で出題されており、また計算での出題はほぼ考えられないのでリアルタイム（平成 31 年 2 月）で学習している 25 回対策の方は、余力があれば程度で大丈夫だと思います。

理論の内容なので、全経上級で使った講座を使います。
最後に練習問題の解説だけ行います。

①遡及するものしないものを押さえておこう

＜なぜ遡及処理するのだろうか？

＜ I F R S コンバージェンスの観点

＜有価証券報告書は F/S の 2 期比較

＜比較可能性が重要

基準では、すべてを遡及処理するように求めているが、実際には前々年度以前の影響額は、前年度の SS（繰越利益剰余金）の当期首残高に累積影響額を示す（2 期比較だから）

事 象		遡 及	処 理 名	備 考	イ メ ー ジ
会計上の変更	会計上の変更	○	遡及適用	期間比較	減費処理
	表示方法の変更	○	FS の組替	〃	控除形式
	見積もりの変更	—	—	新情報	耐用年数
過去の誤謬の訂正		○	修正再表示	当然	年数間違い

★会計方針とは会計処理の原則（費用配分の原則）及び手続（減価償却）をいう。
会計方針の変更とは、従来的一般に公正妥当と認められた会計方針から、他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更する事をいう。

★会計基準の改正（後入先出法廃止、退職給付基準 etc）

退職給付基準の改正では、数理計算の再計算が困難とのことで遡及なしとの経過的な取扱いがあった

★表示方法の変更

有形固定資産（減価償却累計額）の表示の変更

重要性の薄い「その他」項目からの独立表示（投資その他の資産のその他→長期貸付金）

★見積もりの変更

見積もりの変更は「新しい情報によってもたらされるもの」だから、過去に遡って処理せず、その影響は将来に向けて認識する。（資産除去債務で問われる可能性もある）

①当該変更が変更期間のみに影響する場合は当該変更期間に会計処理

ストックオプション・工事契約 etc

②当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理

固定資産の耐用年数変更 etc

※新しい情報（入手可能な情報）を使用しなかった場合は誤謬の訂正。

固定資産の耐用年数の変更は、影響額を変更時に処理する（キャッチアップ方式）と、変更時以降に影響させる（プロスペクティブ方式）があるが、プロスペクティブが採用されている。

※基本的には「FS の比較可能性と情報の有用性」を高めるために実施する。

★遡及適用の実際の方法

過去の帳簿をいじる訳ではない

前期比較の財務諸表作成時に直接修正する

★法人税の再計算はしない→税法では必要な時は修正申告

したがってズレおこる

税効果会計を適用する

<マトメ>

練習問題

20.1 簿記においては、理由をとわず過年度の帳簿を変更することはありません。これに対して、投資家への有用な意思決定のための資料としての財務諸表に関しては特に期間比較の観点で遡及適用や修正再表示が要請される。

20.2 見積もりの変更は、当時入手できなかった情報が新しく入手できたので、過去に遡る必要はなく、将来に向かって会計処理をすればよい。従って、新技術の採用などにより固定資産の減価償却に関する耐用年数の変更などは、遡及処理は行わず変更時以降に会計処理を行う方法が採用されている。

会計方針の変更（定率法から定額法の変更）は、本来見積もりの変更ではないが見積もりの変更の要素も含むので遡及処理は行わない。例えば 1 台の車を購入直後に酷使し定率法で処理していたが、忙しくなって増車するとそちらがフル稼働になるので、最初の車は平均的稼働になるケースを想定すればよい。

第 21 回. 連結財務諸表 1

21 回～23 回で実施します。

21 回は日商 2 級のライブ講座（＃1～＃5）を使って確認して頂きますが、日商 2 級で学習済の方はスルーして頂いても OK です。

22 回では

建設業経理士では、第 4 問で資本連結における、評価差額・非支配株主持分・のれんの金額を算定する問題が頻出です。時間がない方は、最低でもこの問題が解ける状況だけは作っておいてください。

範囲的には、日商簿記 2 級程度の計算知識は必要だと考えます。

まずは、日商簿記 2 級の連結会計の講座（WEB で公開中の動画）を確認して下さい。

1. 連結会計とは

親会社（P社）と子会社（S社）の財務諸表を合算する手続き

本店と支店の試算表を合算する手続きと考え方は同じ

∴内部取引は取消が必要（2級では学んでいないが内部利益も取り崩す必要あり）

足して引くだけ
簡単だね

2. なぜ連結会計が必要か？

<例 1>

粉飾決算の防止

P社の決算直前の会議

社長：経理部長、今年の決算はどうや

部長：残念ながら、100万円の赤字です

社長：なに！株主総会でいじめられるがな・・・

部長：じゃあ、子会社に50万円の商品を200万円で売りましょう



50万の商品を
200万で子会社
に押し付けよう



いわゆる押し込み販売ですね。他には架空売り上げなども該当します。借入金の簿外化などもありますね。ちなみに借入金の簿外化は次のような仕訳で行われていたようです。借入金／売上→これで利益をあげるとともに、自己資本比率も増やせます。でも、どう考えても変な仕訳ですよ。一番有名なのが山陽特殊鋼事件（華麗なる一族）ですね。これを機会に、連結財務諸表を補足情報として開示する事になったようです。

<例 2>

子会社を新規で設立（資本金4,000,000円）するときの仕訳を考えましょう。

子会社株式4,000,000／資本金4,000,000ですね

設立前のBSと設立後のBSを比較してみましょう

<P社>

現金 10,000,000

借入金 7,000,000

資本金 3,000,000

※子会社設立後

P社

現金 6,000,000

借入金 7,000,000

子会社株式 4,000,000

資本金 3,000,000

S 社

現金 4,000,000

資本金 4,000,000

設立後の連結 B / S

現金 10,000,000

借入金 7,000,000

子会社株式 4,000,000

資本金 7,000,000

設立前の

自己資本比率→30%

設立後の自己資本比率→50%

投資家や債権者の意思決定情報に影響あり



この会社の自己資本比率は高い！
株買おう

3. じゃあ、どんな処理が必要？

グループ全体の正しい財産状態・経営成績を示すためには

①財務諸表の合算（単純に合計するだけ）

②内部取引を消去する必要があります（売上／仕入）→実際には仕入は売上原価で処理
商品がグループ会社の倉庫に移動しただけ

③内部取引を消去する必要があります（資本金／子会社株式）
現金がグループ会社の金庫に移動しただけ

いかがでしょうか。そんなに難しい考え方ではないですね

後は、内部取引のパターンを複数確認するだけです
（これが一番大変という噂がありますが・・・）

何だ
グループ合計で
は、そんなに良
くないな



2. 連結財務諸表の作成手続き

まずはF／Sの合算でしたね

合算の対象はどんな会社でしょうか。

昔は持ち株基準（形式的な基準）でした。子会社の議決権の 50%超をもっていれば株主総会で多数を取れる。という事は取締役を自分たちで決めれる。という事は経営を牛耳れる。という理屈でした。

この基準を悪用したのが山一証券です。

子会社の負債を隠すために意図的に連結外しをしたんですね。簡単にいうと、子会社の株式を売却して、50%以下にしてしまう訳です。

そこで、国は考えました。

支配力基準にしよう。50%未満でも取締役が過半数とか、貸付金で経営陣を押さえるとか、実質的に支配していれば連結の対象に入れる事にしたんですね。

①個別財務諸表の修正(科目の統一など)を行い合算する(Excel で集計と考えて下さい)

②合算F／Sができます

③ここで内部取引の相殺処理を行います

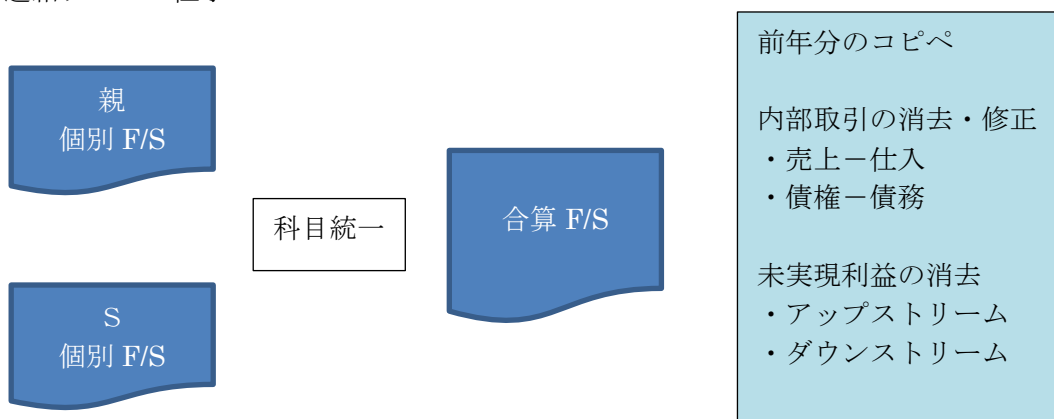
<ポイント>

毎年、個別財務諸表の合算からはじまります

連結の処理は、連結担当チームが Excel で行う（会計ソフトには入力しない）

という事は翌年度は、同じことをしないとイケない

連結チームの仕事



3. 支配獲得日の連結（建設業経理士 1 級の 4 問で頻出の論点です）

サンプル問題 9 を例にしましょう

（日商のホームページからダウンロード可能です）

<https://www.kentei.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2015/12/boki2-sample2.pdf>

× 0 年 3 月 3 1 日に支配獲得

諸資産 750,000	諸負債 350,000
	純資産（400,000）
	資本金 300,000
	資本剰余金 80,000
	利益剰余金 20,000
	60% 40%
	親会社の持分 ※親会社とは 「子会社を支配 している会社」 の事 非支配株 主の持分



ブランド価値は
高いなあ



$400,000 \times 60\% = 240,000$ 円の価値

300,000 円を支払った

合併や子会社化は、「利益を拡大するため」であったり「営業拠点を一気に編成するため」などの理由が多いですね。魅力のある会社の場合は、純資産額よりも高い金額で売買されます。購入側は 60,000 円プラスしても、それ以上の収益（超過収益力）を上げる事ができればいいわけですね。これを「のれん」といいます。収益をあげるための投資、要は設備投資と同じですね。したがって償却してゆく必要があります。

では支配獲得日の仕訳を確認してみましょう。

合算すると、S社株式と「資本（純資産）の60%」を相殺消去しなければなりません。

資本金 180,000	／ S 社株式 300,000
資本剰余金 48,000	
利益剰余金 12,000	
のれん 60,000	

さらに、純資産の残りを非支配株主の持ち分という事を示さなければなりません。会計処理（仕訳の事です）は、振替作業になります。

（投資家にとって、非支配株主の存在は気になる場所ですね）

資本金 120,000	／ 非支配株主持分 160,000
資本剰余金 32,000	
利益剰余金 8,000	

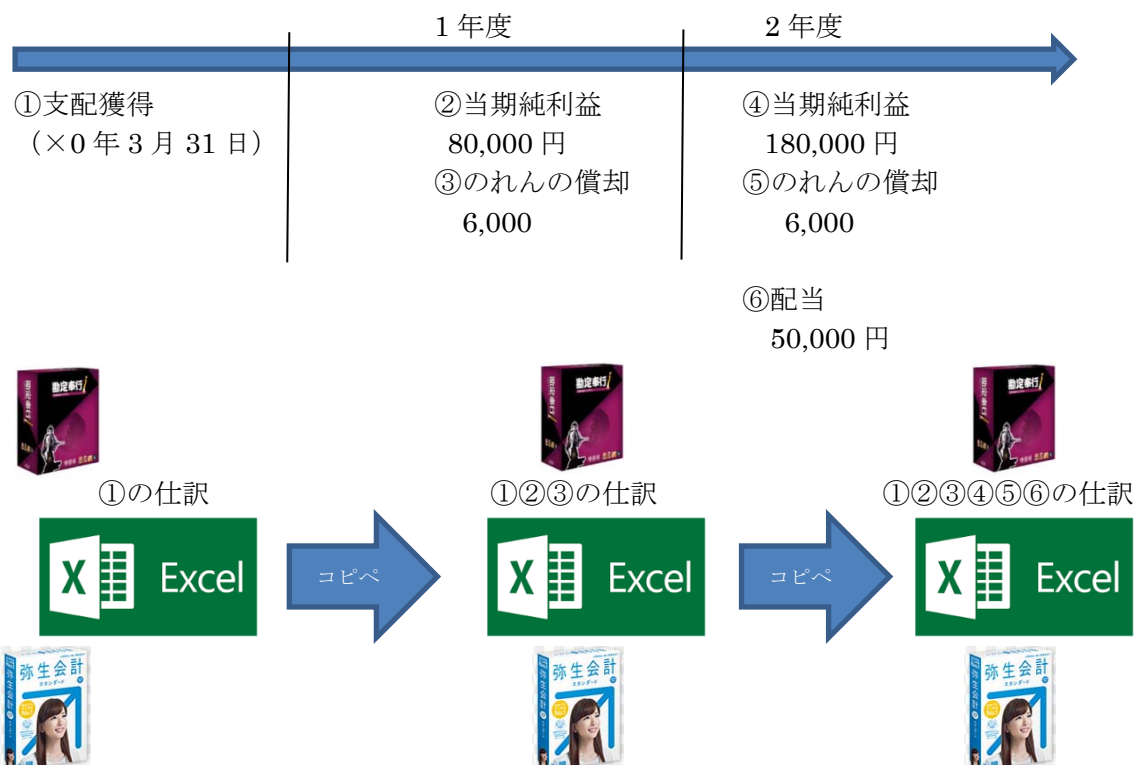
通常は上記の仕訳をまとめて処理します

資本金	300,000	／ S 社株式 300,000
資本剰余金	80,000	
利益剰余金	20,000	
のれん	60,000	非支配株主持分 160,000

試験のテクニック

- ①子会社の純資産を全額借方へ
- ②親会社のS社株式を全額貸方へ
- ③全体の40%を非支配株主持分として貸方へ
- ④差額をのれん（または負ののれん発生益）

4. 支配獲得（期末とする）後の連結



< 支配獲得時の仕訳 >

①の仕訳は連結精算表上の仕訳（要は Excel 上・弥生会計には入っていない）

< 1 年度の会計処理 >

①の仕訳は 1 年度の P 社と S 社の個別 F/S には反映されていない
弥生会計や勘定奉行に入力していないのだから当たり前

2 年目（1 年度）の連結財務諸表作成時には、Excel でコピーしないとイケない
これを開始仕訳という

前期の仕訳をコピーするのだから、当期首の残高を変更しなければならない

資本金当期首残高	300,000	／ S 社株式	300,000
資本剰余金当期首残高	80,000		
利益剰余金当期首残高	20,000		
のれん	60,000	非支配株主持分当期首残高	160,000

②当期純利益は P 社と非支配株主で分けねばならない

非支配株主に帰属する当期純利益 32,000／非支配株主持分 32,000

③のれんは償却する のれん償却 6,000／のれん 6,000

< 2年度の会計処理 >

①②③の仕訳は2年度のP社とS社の個別F/Sには反映されていない
弥生会計や勘定奉行に入力していないのだから当たり前

3年目（2年度）の連結財務諸表作成時には、Excelでコピペしないといけない
これを開始仕訳という

連結損益計算書といえども、P/Lは0スタート
という事は、前期のP/L項目は利益剰余金当期首残高に影響する

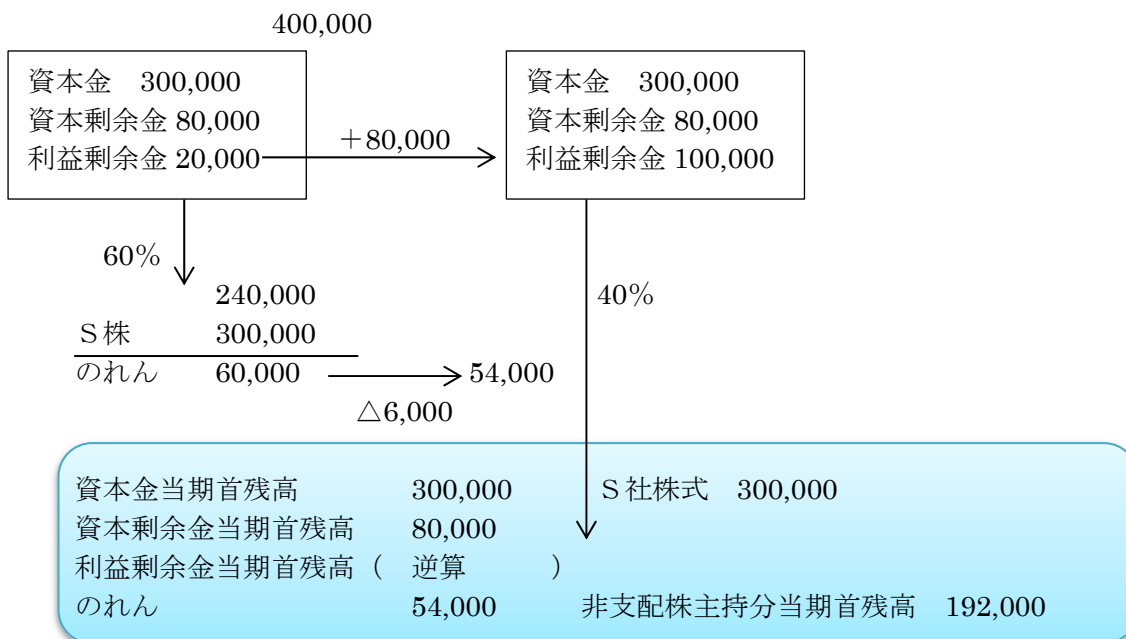
よって開始仕訳は以下のようになる

資本金当期首残高	300,000	／ S社株式	300,000
資本剰余金当期首残高	80,000		
利益剰余金当期首残高	20,000		
のれん	60,000	非支配株主持分当期首残高	160,000

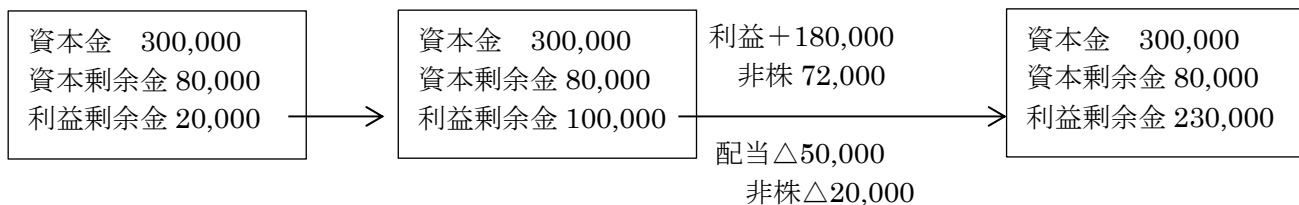
利益剰余金当期首残高 32,000／非支配株主持分当期首残高 32,000
(非支配株主に帰属する当期純利益)

利益剰余金当期首残高 6,000／のれん 6,000
(のれん償却)

この開始仕訳をタイムテーブルで作る方法



利益剰余金=58,000

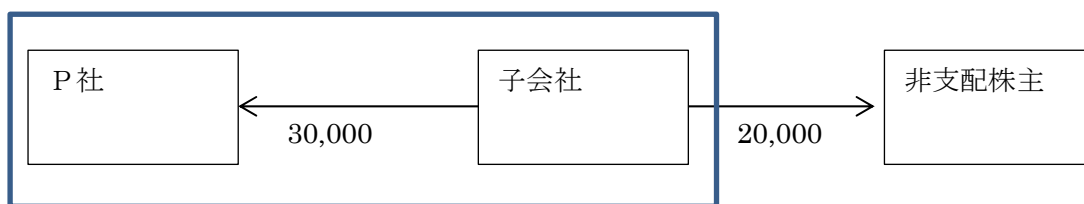


(2年度の当期の連結修正仕訳)

④ 非支配株主に帰属する当期純利益 72,000 / 非支配株主持分 72,000

⑤ のれん償却 6,000 / のれん 6,000

⑥ 配当の修正



グループ内部の処理→相殺消去

グループ外部との取引
(非株への払い戻し→非株持分の減少)
利益で持分増やす
ならば、配当で持分減らそう

P 社 (P/L)	S 社 (SS)
受取配当金 30,000	剰余金の配当 50,000

受取配当金 30,000 / 剰余金の配当 30,000

非支配株主持分 20,000 / 剰余金の配当 20,000

試験のテクニック

POINT

非支配株主との直接取引は、非支配株主持分を増減させよう！

合わせて 受取配当金 30,000 / 剰余金の配当 50,000
非支配株主持分 20,000

5. グループ会社間の取引の相殺消去など

ダウンストリーム			
P 社		→ S 社	
売掛金 100,000	売上高 660,000	商品 110,000	買掛金 100,000
貸倒引当金 △4,000			

P/L：貸倒引当金繰入額 4,000

売上原価：660,000

①債権債務の相殺消去→貸倒引当金の修正

これは簡単です。企業グループを家族としましょう。
夫が妻から 10,000 円借りても、家庭全体の借金はいくらも変わりませんね。
という訳でサンプル問題の場合は

買掛金 100,000／売掛金 100,000

ただ夫婦の貸し借りで貸倒引当金は設定しません
(心の中では、「返ってこない」と思うケースもありますが・・・設定はしません・・・)

でも、親会社・子会社は法的には別の会社ですから設定する可能性はあります
売掛金が消えたら、貸倒引当金は消さないとおかしいですね
(親会社の売掛金の子会社だけと想像してみてください。引当金だけ残るのはおかしいです)
という訳でサンプル問題の場合は

貸倒引当金 4,000／貸倒引当金繰入額 4,000

②売上高と売上原価の相殺消去

これは単純に

売上高 660,000／売上原価 660,000

③未実現利益の消去

子会社に押し込み販売したもの（に含まれる利益）は、消さないとな



子会社に無理やり押し込んだ商品が売れ残った

ここには、10,000 円の利益が含まれている

ポイント

借方：P L 科目 → 利益は減ります

貸方：P L 科目 → 利益は増えます

内部利益を減らすには → 借方 P L 科目にすれば良い

売上原価 10,000／商品 10,000

8. 連結財務諸表の作成

①まずは財務諸表を合算する

<例>

売上高→ $2,400,000 + 1,800,000 = 4,200,000$
 売上原価→ $1,800,000 + 1,440,000 = 3,240,000$
 販管費→ $400,000 + 220,000 = 620,000$
 営業外収益→ $140,000 + 100,000 = 240,000$
 営業外費用→ $120,000 + 60,000 = 180,000$

諸資産→ $1,212,000 + 560,000 = 1,772,000$
 売掛金→ $300,000 + 200,000 = 500,000$
 貸倒引当金→ $12,000 + 8,000 = 20,000$
 商品→ $500,000 + 208,000 = 708,000$
 S社株式→ $300,000$

諸負債→ $400,000 + 180,000 = 580,000$
 買掛金→ $160,000 + 170,000 = 330,000$
 資本金→ $1,400,000 + 300,000 = 1,700,000$
 資本剰余金→ $100,000 + 80,000 = 180,000$
 利益剰余金→ $240,000 + 230,000 = 470,000$

②連結修正仕訳の内容を加減する

<例>

売上高→ $4,200,000 - 660,000 = 3,540,000$
 売上原価→ $3,240,000 - 660,000 + 10,000 = 2,590,000$
 販管費→ $620,000 + 6,000$ （のれん償却） $- 4,000$ （貸引繰入） $= 616,000$
 営業外収益→ $240,000 - 30,000$ （受取配当金） $= 210,000$
 営業外費用→ $180,000$

諸資産→ $1,772,000$ 諸負債→ $580,000$
 売掛金→ $500,000 - 100,000 = 400,000$
 貸倒引当金→ $20,000 - 4,000 = (\Delta) 16,000$
 商品→ $708,000 - 10,000 = 698,000$
 S社株式→ $300,000 - 300,000 = 0$
 買掛金→ $330,000 - 100,000 = 230,000$
 資本金→ $1,700,000 - 300,000 = 1,400,000$
 資本剰余金→ $180,000 - 80,000 = 100,000$

利益剰余金は難しい S/S 意識しよう			
P	S	合計	修正
期首			開始仕訳
配当			配当
当期利益			連結 PL 項目
当期変動額			
期末			

利益剰余金→ $470,000 - 58,000$ （開始仕訳） $- 114,000$ （PL 項目） $+ 50,000$ （配当） $= 348,000$

<連結独自項目>

のれん→ $60,000 - 6,000 - 6,000 = 48,000$
 非支配株主持分→ $192,000$ （開始仕訳） $+ 72,000$ （振替） $- 20,000$ （配当）→ $244,000$

連結貸借対照表

資産		負債・純資産	
諸資産	1,772,000	諸負債	580,000
売掛金	400,000	買掛金	230,000
貸倒引当金	△16,000	資本金	1,400,000
商品	698,000	資本剰余金	100,000
のれん	48,000	利益剰余金	348,000
		非支配株主持分	244,000
合計	2,902,000	合計	2,902,000

<手形取引の考え方>

【割引の場合】

P	→	S	→	銀行
買掛金／支払手形 1,000 1,000		受取手形 ／売掛金 1,000 1,000		
		預金 900／ 受取手形 1,000 売却損 100		

※売掛・買掛は決済が済んでいるので残は0

企業グループでみれば 銀行から 1,000 円借りて利息を 100 円払っただけ

合算すると 預金 900／支払手形 1,000
売却損 100

外部との取引なので 預金 900／(手形)借入金 1,000
支払利息 100

結果として修正仕訳は 支払手形 1,000／(手形)借入金 1,000
支払利息 100／売却損 100

科目は問題の指示に従ってください

貸借対照表の表示は（通常は）短期借入金となります

【裏書の場合】

P		→	S		→	仕入先
買掛金／支払手形			受取手形 ／売掛金			
1,000	1,000		1,000	1,000		
			仕入 1,000／ 受取手形 1,000			

※売掛・買掛は決済が済んでいるので残は0

企業グループでみれば 仕入先に手形債務が 1,000 円ある状態

合算すると 仕入 1,000／支払手形 1,000

外部との取引なので 仕入 1,000／支払手形 1,000

結果として修正仕訳は 必要なし

第 22 回. 連結財務諸表 2（収録＋既存の合体）

<テーマ>

- ① もう一度日商 2 級範囲の流れの確認
※全経上級講座の内容ですがアップストリームの内容も簡単に解説しています。理解されているかたはスルーしてください。
- ② 持分法
- ③ 段階取得の論点
- ④ 追加取得（設例）・一部売却（マトメ）

マトメ

既存の収録を組み合わせています。
画面切替時に前回収録時のホワイトボードが残っていますが、特に支障はありません。
ご了承ください。

① 2級の復習（資本連結→開始仕訳→利益・配当・内部取引）

以下の資料から、連結2年度（×3年4月1日から×2年3月31日）までの各取引の仕訳を行いなさい

＜資料＞

1. P社は×2年3月31日にS社の発行済株式総数100,000株のうち60,000株を単価5円で取得して支配を獲得し、S社を連結子会社として連結財務諸表を作成している。のれんは、支配獲得の翌年から5年にわたり定額法で償却している。
2. 支配獲得時におけるS社の純資産項目は（資本金250,000、資本剰余金100,000、利益剰余金50,000）であった。
3. 連結1年度においてS社は、当期純利益100,000円を計上した
4. 連結2年度においてS社は、当期純利益150,000円を計上し、50,000円の配当を実施した
5. 連結2年度において、P社はS社に商品500,000円を販売した。なお、このうち100,000円が期末に在庫として残っている（利益率20%、付加率25%）
6. 連結2年度におけるP社の売掛金のうち80,000円がS社に対するものである。またP社の5%の貸倒引当金を設定している。
7. 連結2年度において、S社は土地（帳簿価額10,000円）を15,000円でP社に売却した。

② 持分法

今までは子会社がテーマ→今日のテーマは関連会社

昔LDがFTに影響力を行使しようとしてNHの株を20%超・・取得
あわてた、NHが新株予約権や差し止めやSBIのホワイトナイト等。。。HMがマスコミ
を騒がせました

要は20%以上の株を保有すれば、影響力を行使できるのですね
(20%以上50%以下)

※理論対策→非連結子会社も持分法の対象

＜ポイント1：関連会社だけでは持分法は適用しない＞
少なくとも1社は子会社をもち、連結FSを作成していることが前提です

＜ポイント2：仕訳は原則1行のみ＞

A株／持分法による投資損益
持分法による投資損益／A株

＜ポイント3：内部利益控除は（利益×持ち分比率）＞

＜ポイント4：仕訳に使用する科目に注意＞実務指針（1行連結の容認あり）

◎ダウン

P→A（P社の売上や資産売却益に内部利益ある）
売上（資産売却益）／A株

◎アップ

A→P（P社の商品や資産に内部利益ある）
持分法による投資損益／商品（資産）

③ 段階取得の資本連結

	(1)購入	(2)支配直前	(2)支配獲得
持株比率	20%(20%)	(20%)	+60%(80%)
評価額	12,500	13,000	45,000
科目	関連会社株式		子会社株式

持分法

(1) S株 12,500 / 現金 12,500

(2) S株 500 / 持分法による投資損益 500 . . . ①

(3) 子会社株式の時価評価 $\rightarrow 45,000 \div 60 \times 80 = 60,000$
 取得原価差額 $60,000 - (12,500 + 45,000) = 57,500$
 差額 2,500

$\left\{ \begin{array}{l} \text{持分法による投資損益 500} \\ \text{段階取得に係る差益 2,000} \end{array} \right.$

S株 2,000 / 段階取得による差益 2,000 . . . ②

※①②の仕訳は開始仕訳になると、S株 2,500 / 利益剰余金当期首残高 2,500 になる

この後は、通常の資本連結を行います

④ 追加取得と一部売却

マトメで確認します

<マトメ>

12.1

支配の具体例→議決権株式の過半数（50%超）を取得することで株主総会の多数決で多数を取れる。取締役を選任できる。取締役会を支配できる。結果的に子会社を支配できる。ただし、議決権が 50%以下でも、多額の貸付を行っている、代表取締役を送り込むなどの方法で支配下におくことも可能である。

支配力基準によって親子会社を定義すると次のようになる。

先の状況で、ある会社を支配した場合に、支配する会社を親会社、支配される会社を子会社というのである。

設例 12.2（追加取得）

12.2

12.4（一部売却）

12.3 と 5 は藤沢の解説です

12.3

12.5

資料 1

T 社 B/S
× 2 年 3 月 3 1 日 (単位：千円)

現金預金	500,000	支払手形	1,600,000
受取手形	1,400,000	工事未払金	2,000,000
完成工事未収入金	2,100,000	割引手形	200,000
未成工事支出金	3,000,000	その他諸負債	2,000,000
貸付金	500,000	資本金	8,000,000
投資有価証券	1,700,000	繰越利益剰余金	1,400,000
その他諸資産	6,000,000		
	15,200,000		15,200,000

K 社 B/S
× 2 年 3 月 3 1 日 (単位：千円)

現金預金	100,000	支払手形	300,000
受取手形	500,000	工事未払金	600,000
完成工事未収入金	1,000,000	借入金	300,000
未成工事支出金	1,500,000	その他諸負債	300,000
その他諸資産	800,000	資本金	2,000,000
		繰越利益剰余金	400,000
	3,900,000		3,900,000

連結貸借対照表
× 2 年 3 月 3 1 日 (単位：千円)

現金預金	600,000	支払手形	
受取手形		工事未払金	2,600,000
完成工事未収入金	3,100,000	借入金	
未成工事支出金	4,500,000	その他諸負債	2,300,000
貸付金		資本金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
その他諸資産		非支配株主持分	
のれん			

第 23 回．（補講）在外支店・在外子会社・包括利益（小山田に抜粋元指示）

これらの論点は日商 1 級などでは重要論点ですが、建設業経理士では出題実績はほとんどありません。

この講座は全経上級対策の講座からの抜粋です。一部全経上級のテキストを読んでいるところもありますが、そこは聴き学習で十分だと思います。ご了承ください。

<テーマ>

①本店と支店は同一法人

- 本来は換算はHR のはず (弥生会計??)
- 実務では\$建てで記帳 (QuickBooks)
- 簡便法が認められる (Excel)

外貨利益でも円貨で損失はありえます（外貨建て有価証券と同じ）

試験でのポイント（売上原価の算定はBOX使うべし！）

②親会社と子会社は別法人

- 連結のためだけに換算
- 超簡便法（本支店よりも簡便法）

別法人なので、外貨利益で円貨損失はありえない！

試験でのポイント（利益剰余金はタイムテーブルを使うべし！）

③ 為替換算調整勘定は純資産

- 支配獲得後の変動額は非支配株主にも

④ 包括利益とは？

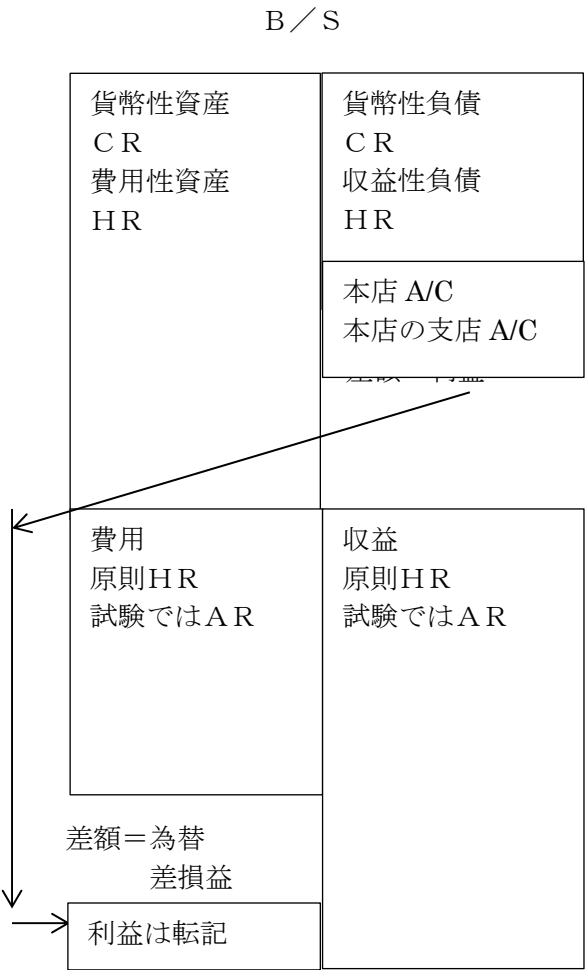
①在外支店の換算

テキストより

1.本来はHRだが、(費用性資産・収益性負債以外は) ARでOK

<フロー>

BSから利益算定 → PLへ転記 → 差額は為替差損益



②在外子会社

連結のため（だけ）に換算する→超簡便法

※P Lはフローだから平均（AR）・ B Sはストックだから決算日（CR）

もっと簡単に考えて、全部CRでもOKらしい

<フロー>

P L：（P社との取引はP社レート・それ以外はAR） → 差額は為替差損益

B S：（純資産以外はCR） → 差額は為替換算調整勘定

∴資本連結・成果連結考えればP社との取引は相殺しなければならない！

P / L

費用 AR（CR）	収益 AR（CR）
利益 AR（CR）	
P社取引はHR 差額は為替差損益	

資産 CR	負債 CR
	純資産 HR 利益剰余金 タイムテーブル計算
	差額は為替換算調整勘定（純資産）→連結では非株へ振替

※利益剰余金の動き→獲得時（HR）＋利益（AR）－配当（配当時）
連結修正必要だから

<在外支店の例題> B S から

後 T / B (単位 \$)

現金 500	買掛金 700
売掛金 1,200	長期借入金 100
繰越商品 200	本店 2,000
備品 1,000	売上 1,000
仕入 800	
減価償却費 100	

(資料)

- ①本店の後 T/B の支店 a/c 残高は 240,000 円
- ②棚卸減耗損・商品評価損は生じていない
- ③為替相場 (1 \$ あたり)

長期借入金発生時 : 100 円、備品購入時 95 円、期末レート 95 円、期中平均レート 98 円

期末商品 : 期中平均レート

※指示のない P L 項目は期中平均レートによること

B / S

現金 47,500	買掛金 66,500
売掛金 114,000	長期借入金 9,500
繰越商品 19,600	本店 240,000
備品 95,000	
利益 39,900	316,000

仕入 78,400	売上 98,000
減価償却費 9,500	為替差益 29,800
利益 39,900	



商品 B O X

仕入 1,000 売上原価 800
 期末 200

＜在外子会社の例題＞P Lから

① P社は×5年3月末に、米国の会社（S社）を100%出資で400\$で取得した。同日のS社の純資産の構成は以下の通りである。

資本金 300\$

利益剰余金 100\$

② S社の当期（×5年4月1日～×6年3月末日）における当期純利益は50\$であり、配当は20\$である。

③ S社はP社に100\$で販売しており、P社では98円で換算している

③ 為替相場（1\$あたり）

×5年3月末日：100円、期中平均相場：95円、×6年3月末日：90円

配当金支払時：97円

④ 当期F S

P / L (\$)

販売管理費 340	売上高 400\$
減価償却費 10\$	
純利益 50\$	

B / S (\$)

現金 400	買掛金 50
備品 100	資本金 300
累計額△20	利益 j 130

<利益剰余金タイムテーブル>

期首	配当	利益	期末
100 \$	△20 \$	50 \$	130 \$
10,000	△1,940	4,750	12,810

<売上高の内訳>

400 \$

P 社 : 100 \$ × 98 = 9,800
他社 : 300 \$ × 95 = 28,500

P / L (\$)

販売管理費 32,600	売上高 38,300
減価償却費 900	
為替差損益 50	
純利益 4,750	

B / S (\$)

現金 36,000	買掛金 4,500
備品 9,000	資本金 20,000
累計額△1,800	利益 j 12,810
	為替換算調整 5,890

③ 包括利益

★包括利益は、純資産の変動額（差額）である。持分所有者との直接取引を除く。

★当期純利益とは、株主資本の変動額（差額）である。株主との直接取引を除く。

★連結財務諸表においては、当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示する

※その他の包括利益の内訳項目

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額

<例で確認しよう（その他有価証券が一番わかりやすい）>

期首 B/S		期末 B/S	
現金 800,000	借入金 600,000	現金 1,000,000	借入金 600,000
その他有価証券 200,000	資本金 400,000	その他有価証券 300,000	資本金 400,000 繰越利益剰余金 200,000 評価差額金 100,000

現金 200,000／売上高 200,000

その他有価証券 100,000／その他有価証券評価差額金 100,000

P/L 現金売上高 200,000 当期純利益 200,000
--

包括利益計算書	
当期純利益	200,000
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	100,000
包括利益	300,000